

焼津市
歴史民俗
資料館
年報

令和2年度

35

令和2年度『年報 35』

目 次

【1】施設の概要	1
1 歴史民俗資料館	
2 大井川民俗資料保管庫	
【2】展示事業	2
1 常設展示室	
2 展覧会の開催	
【3】教育・普及事業	7
1 講演会、体験学習等の開催	
2 広報活動	
3 博物館実習生の受け入れ	
【4】文化財保護事業	15
1 埋蔵文化財の保護	
2 文化財の保護・顕彰事業	
3 指定文化財一覧	
【5】利用者統計資料	25
1 令和2年度利用状況	
2 履歴	
【6】資料館の資料の動向	30
1 資料の貸出し	
2 資料の提供	
3 資料の閲覧	
4 常設展示室の借用資料	
5 企画展の借用資料	
6 受贈資料	
7 受寄資料	
【7】管理運営	33
1 機構と職員（令和2年度）	
2 施設・資料管理	
3 令和2年度予算	
4 令和元年度決算	
資 料	35
1 条例・規則等	

※ 掲載された皆様の敬称の一部は省略させていただきました。

1 施設の概要

1 歴史民俗資料館

先人が築き、伝え残してきた行事、歴史民俗資料、まちなみ等の貴重な文化遺産の保存・継承に努め、それらを活用した学習機会を提供している。

博物館法施行規則第 19 条による博物館相当施設（平成 2 年 3 月 27 日付指定番号 20 号）である。

（1）施設概要

焼津市文化センターに設置されている。同センターは、焼津文化会館・歴史民俗資料館・焼津小泉八雲記念館・焼津図書館を有機的に一体化した複合施設で、学習・芸術・文化活動の総合的な拠点施設である。

所在地 〒425-0071

静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地

電話番号 054-629-6847

FAX 番号 054-629-6848

E-mail rekimin@city.yaizu.lg.jp

URL <http://www.city.yaizu.lg.jp/rekimin/>

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

休館日 月曜日（祝休日の場合は翌平日）

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

臨時休館（燻蒸期間・展示替期間）

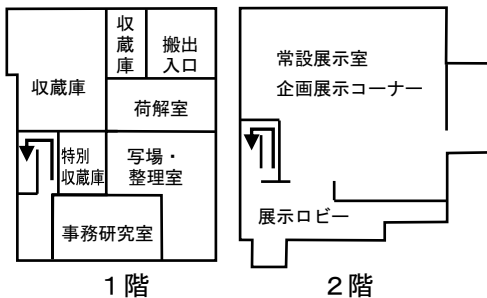
入館料 無料

延床面積 964.3 m²（1 階 496.8 m²、2 階 467.5 m²）

内訳 1 階 事務・研究室 154.0 m²、
収蔵庫 162.8 m²、荷解室 28.8 m²、
廊下・倉庫等 151.2 m²

2 階 常設展示室 341.9 m²、
展示ロビー 94.2 m²、廊下等 31.4 m²

<平面図>



以下、焼津市文化センターとして

敷地面積 30,806 m² 建築面積 7,966 m²

延床面積 11,689 m²

内訳 焼津文化会館 8,806.2 m²
歴史民俗資料館 964.3 m²
焼津小泉八雲記念館 496.0 m²
焼津図書館 1,422.4 m²

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造り、一部鉄筋
コンクリート造り及び鉄骨造り

駐車場 500 台

（2）沿革

昭和 56 年 6 月 文化センター検討委員会設置

昭和 57 年 1 月 文化センター基本構想答申

3 月 文化センター建設委員会設置

昭和 57 年 12 月 文化センター基本設計完了

昭和 58 年 3 月 文化センター実施設計図完成

10 月 文化センター建設起工

昭和 60 年 3 月 文化センター竣工

6 月 28 日 歴史民俗資料館開館

資料館常設展示室入館者累計 (概ね 5 万人ごとの達成時期)		資料館事業総利用者累計 (概ね 10 万人ごとの達成年度)	
昭和 61 年 9 月	5 万人	昭和 62 年度	104,728 人
昭和 63 年 10 月	10 万人	平成 3 年度	203,990 人
平成 3 年 5 月	15 万人	平成 7 年度	324,898 人
平成 6 年 3 月	20 万人	平成 11 年度	415,839 人
平成 8 年 11 月	25 万人	平成 16 年度	507,718 人
平成 12 年 5 月	30 万人	平成 21 年度	606,335 人
平成 15 年 3 月	35 万人	平成 26 年度	702,669 人
平成 20 年 9 月	40 万人	常設展示室入館者に、企画展・特別展の入場者、体験学習・講演会等の参加者を加えた人数。	
平成 24 年 4 月	45 万人		
平成 27 年 10 月	50 万人		
平成 31 年 4 月	55 万人		

2 大井川民俗資料保管庫

昭和 62 年 3 月に旧大井川町の郷土資料保管庫として完成した。焼津市との合併後は、大井川民俗資料保管庫として主に大井川地区で収集された農具や民具などの民俗資料を保管し、1 年に 1 度特別公開するほか、見学申込みに随時対応している。

所在地 〒421-0205 焼津市宗高 909 番地の 1

延床面積 243.0 m²

構造 地上 1 階、軽量鉄骨造

2 展示事業

1 常設展示室



受付付近から見た様子

歴史民俗資料館の常設展示室には、市内の遺跡から発見された土器や木製品などを展示する時代別コーナー、昔の生活道具を集めた民具コーナー、焼津の基幹産業である漁業の資料をまとめた漁業コーナー、そして第五福竜丸の被災を伝える第五福竜丸コーナーを設けている。昭和60年の開館から令和2年度までの常設展示室来館者は57万3千人を超え、多くの皆様にご来館いただいている。

平成23年2月、第五福竜丸を含む船体模型などの漁業資料が新たに加わり、常設展示室内を大幅に改装した。資料が充実した漁業コーナーは入口からも全体が見えるように拡張し、全長約6mの第五福竜丸船体模型を中央に配置している。

縄文時代から弥生、古墳時代を経て中世へと続く時代別コーナーでは資料を集約するなどして、時代を追って見学できるように配列している。古墳時代の遺跡として全国的に有名な宮之腰遺跡の復元住居は、展示室入口の正面からも見やすいように設置している。

その他、受付前には、国の伝統的建造物群保存地区に選定されている花沢地区のコーナーを設けた。また、焼津市史関連書籍や発掘調査報告書などを紹介していて、購入することもできる。



通路のギャラリー

① 歴史コーナー

縄文時代（紀元前15世紀～紀元前3世紀）

縄文時代の人々は、山ではウサギやイノシシを捕まえ、ドングリやキノコなどを採集し、海や川、湖沼では魚類や貝類を獲り、自然の恵みと厳しさの中で生活していた。高草山麓の花沢の別所ノ段遺跡では黒曜石の矢じり、海岸部の弁天遺跡からは石剣が見つかっており、山の幸・海の幸に恵まれた人々の生活がしのばれる。

弥生時代（紀元前3世紀～紀元後3世紀）

弥生時代、日本列島では本格的に稲作が始められた。人々は水田を造営するのに適した沖積平野を次々に開拓していき、私たちが住む大井川平野も2,000年前頃から開拓が始まった。その頃の大井川平野は、森林と湖沼が点在し、その間を縫うように小河川が網の目のように流れていた。策(むち)牛(うし)地区から藤枝市岡部町の三輪にかけて広がる清水遺跡からは、稲作に使ったと考えられる鍬や鋤などの農耕具、堅杵などの農具、その他手斧の柄などの工具、容器や杓子などの日用品、機織具、高床建物の柱や梯子などが数多く出土している。



遺跡地図と縄文・弥生時代コーナー

古墳時代（4世紀～7世紀）

古墳時代では、西小川の小深田西遺跡（堅小路公園の西側）で4世紀の方形の墓が見つかり、水晶や翡翠の勾玉や銅鏡が出土している。また、高草山には主に6世紀から7世紀にかけて多くの古墳が造られており、笛吹段古墳群（坂本）や兎沢古墳群（花沢）には横穴式石室が現在も残っている。

この時代は平野の中央に多くの人が住み始め、4

世紀の小深田遺跡（熊野神社周辺）、5世紀前半の大覚寺遺跡（八坂神社南側）、5世紀後半の宮之腰遺跡（焼津神社周辺）などのように、規模の大きい拠点的なムラが出現し栄えた。



古墳時代コーナー

奈良・平安時代（8世紀～12世紀）

法体系や中央と地方の行政組織が整備され、天皇中心の中央集権統治が行われた時代である。中央と地方を結ぶ官道が造られ、官道の要所には駅を置き馬が常備され、休憩・宿泊施設が整備された。大井川平野には小川駅が置かれ、その場所は現在の西小川地区にある道場田・小川城遺跡付近である。遺跡からは、平安時代の銅印や陶器類が見つかった。また、大覚寺遺跡でも建物跡や陶器類を確認している。

鎌倉・室町時代（12世紀～16世紀）

鎌倉時代以降、日本の政治の実権は武家が掌握する。小川城遺跡には鎌倉時代、「七郎丸」と名乗る有力な在地御家人がいたようで、七郎丸と書かれた小皿などの陶器類が出土している。

やがて室町時代後半になると、小川長谷川氏が、周囲に堀を巡らした大きな館をこの地に構えた。鉄釉の皿・天目茶碗や灰釉の皿・碗などの国産の陶器類、青磁・白磁・染付などの輸入陶磁器、漆碗、曲物、将棋の駒、中国銭、呪符木簡、舟形木製品、下駄など豊富な遺物が出土している。

② 民具コーナー

市民の皆様から寄贈された資料を中心に、日用品、家具・調度品などを展示している。令和3年2月に開催された企画展「きになる道具たち」の開催に合わせ、民具コーナーの一部リニューアルをおこなった。

これは、小学校3年時の昔の道具学習に対応するため、今回は、戦後から昭和50年代を目安に、日本のどの家庭の台所にもあった懐かしい道具を中心に紹介した。展示では、「食べ物を保存する」「すくう・ふるう・おろす」「ご飯をたく」「焼く・煮る・調理する」のテーマごとに台所道具を展示している。



リニューアルされた民具コーナー

③ 漁業コーナー

駿河湾に面し、大井川の扇状地に位置する焼津は、古くから漁業を生業とし、海と共に歩んできた歴史がある。市内の遺跡からは、弥生時代に漁に使われたと考えられる漁具や古墳時代のカツオの骨が出土している。また、遠く平城京跡で発見された木簡からは、益頭郡でとれたカツオの加工品がはるばる都まで運ばれていたことがわかっている。

近代に入ると、焼津は、カツオ・マグロ漁の先進地として、重要な地位を占めるようになる。先人たちの努力によって、漁船は手漕ぎの八丁櫓から動力船へ、漁場は近海から遠洋へと変化し、焼津漁業は飛躍的な発展をとげる。また、鰹節に代表される水産加工技術の進展もめざましく、現在では、遠洋漁業と水産加工業の街として、その名が全国に知られている。

このコーナーでは、「港周辺の風景」「カツオ漁・サバ漁など」「造船の道具」「古代の漁法」「いろいろな漁の道具・漁法」という5つのコーナーを設け、焼津漁業発展の中心地であった浜通りと港周辺の風

景、カツオ漁をはじめとする焼津でおこなわれていた漁法や実際に使われていた漁具のほか、造船の道具などを紹介する。また、通路展示では、焼津で使用されていた船の模型のほか、実際に船で使われていた船箆やイカリなどの道具と大漁旗を展示している。



漁業コーナー

④ 第五福竜丸事件コーナー

1954（昭和29）年3月1日の早朝、焼津のマグロ漁船第五福竜丸は、ビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇した。長時間にわたり降り続いた放射能を帯びた灰により、乗組員は次々に発病し、第五福竜丸は全速で母港の焼津港に向かった。

帰港した乗組員は、全員急性放射能症と診断され、入院して治療することとなった。全国各地では、放射能汚染を受けた魚が水揚げされ、廃棄され、魚が売れなくなり、漁業界は大打撃を受けた。

また、放射能に汚染された雨が国内にも降り、国民は不安におびえた。同年9月23日、第五福竜丸の無線長だった久保山愛吉氏が、医師団の懸命の努力と家族や市民の願いもむなしく、不帰の人となった。他の乗組員が退院したのは、翌1955（昭和30）年5月20日のことであった。



第五福竜丸事件コーナー

2 展覧会の開催

協力者等の敬称は省略させていただきました。

（1）歴史民俗資料館

① 企画展 法華寺展・本堂修理記念 「古道に咲く花 受け継がれる祈り」

開催期間 1月31日（金）～10月4日（日）

開催日数 233日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 5,344人（4月以降は、3,148人）



内 容 本展示は、国の重要伝統的建造物群保存地区である花沢にある法華寺において、約100年ぶりにおこなわれた本堂の修理工事を記念して企画したものである。

展示は、①法華寺の歴史、②法華寺の奉納絵馬、③法華寺の二十八部衆像、④観音霊場としての法華寺、⑤乳観音、⑥本尊御開帳の記録、⑦平成・令和の本堂大修理で構成した。とくに、ポスターに掲載した二十八部衆像への反応は大きく、この仏像を目当てに来館したという見学者が、多数見受けられた。

当初、5月24日（日）までの会期を予定していたが、企画展オープン直後から、新型コロナウイルスの流行が始まり、高校生以下の入場制限や、緊急事態宣言による臨時休館などもおこなわれたため、より多くの方が観覧できるよう、会期を

10月4日(日)まで延長した。また、外出制限のある中でも自宅で企画展の雰囲気を楽しんでもらうため、ホームページ上で「web 企画展」を初めて開催し、企画展の内容を写真と解説で紹介した。

新型コロナウイルスの影響で、全体の入館者数は少なかったが、企画展オープンから入館制限の始まる3月までの入館者数は、1日平均が70人近くあった。アンケート結果からも企画展の見学を目的に来場した方が多く見受けられ、「法華寺のことが、より身近になった」「素晴らしい仏像に会えた」など好評の声が寄せられ、本展への関心の高さがうかがえた。また、法華寺境内が新型コロナウイルスの影響で、会期中から閉鎖されていることを惜しむ声も多数聞かれ、法華寺が多くの人に信仰されていることを改めて感じた。

出品点数 42点

出品目録 「法華寺建立記」、絵馬「赤馬」、絵馬「囲碁を打つ人物」、絵馬「弁慶の図」、絵馬「巡礼の図」、二十八部衆 毘楼博叉天王像、二十八部衆 阿修羅像、二十八部衆 風神像、二十八部衆 雷神像、二十八部衆像納入文書2点、寄進札一式、納札19点、「乳房観音堂改造費勧進募集記」、「乍恐以書付御訴奉申上候」(本尊開扉につき建札のこと)、「寄附金簿」2点、「御開扉 寄附帳」3点、本堂使用の古材(向拝の打越垂木)2点、本堂修理状況写真一式(以上41点法華寺蔵)、納札を模したお守り(個人蔵)

② 企画展 「寺社からたどる戦国の焼津」

開催期間 10月10日(土)～1月31日(日)

開催日数 92日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

協力 原川弘治、増田充邦、池谷忠夫、福井禎方、利右衛門自治会、安養寺、東光寺、能満寺、林叟院、法華寺、海蔵寺、焼津神社、熊野神社、若宮八幡宮

観覧者数 4,215人

内容 大河ドラマ「麒麟がくる」が放映されるなど戦国時代への関心が高まっているなか、戦国武将と焼津市内の寺社との関係を紹介する企画展を開催した。当地を支配した今川氏・武田氏・徳川氏を中心に、従来の展示とは異なる寺社という視点から戦国時代を紹介することで、新しい視点

で、地域史の理解を深めてもらうことを目的とした。来館者からは「「寺社」という観点、戦国時代には重要であると改めて考えさせられました」「焼津もけっこう戦乱があったことがわかりました」等、好評の声を多く得た。



出品点数 28点

出品目録 林叟院開闢歴世記、林叟院略縁起、臘之次第、今川義元判物(写)2点、武田勝頼判物(写)(以上6点林叟院蔵)、龍王丸黒印状(東光寺蔵)、法華寺建立記(法華寺蔵)、武田家禁制(安養寺蔵)、小浜景隆判物(能満寺蔵)、徳川家康筆「墨梅図」、海蔵寺地藏尊縁起(以上2点海蔵寺蔵)、今川氏真判物(焼津神社蔵)、横矧桶側菱綴二枚胴具足(熊野神社蔵)、大身槍 銘長吉作(熊野神社蔵)、若宮八幡宮の棟札(若宮八幡宮蔵)(以上3点当館寄託)、今川義元判物(利右衛門自治会蔵)、太田道灌の馬の轡、旗掛石絵図、坂本貞次・駒井勝盛連署状、徳川家康肖像画、火縄銃、黒絲威二枚胴具足(複製)(以上6点個人蔵)、青磁小皿、漆椀、天目茶碗、筒型香炉、花沢城攻撃の武田氏陣形図(以上5点当館蔵)

③ 企画展 「きになる道具たち」

開催期間 2月6日(土)～5月23日(日)

開催日数 92日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 1,481人(3月末まで)

内容 木は私たちの生活に欠かすことができない資源の一つで、市内では清水遺跡(策牛)や小川城遺跡(西小川)からたくさんの木製品が発見されている。大昔の人々が使った木製品は、通常ならそのまま朽ちてしまうが、湿地や地下水が豊富な場所であるとその水分のおかげで状態が良く残っていることがあり、市内ではこれらの低湿地

の遺跡からの発見が多い。しかし、こうして発見された木製品はそのままの状態では腐敗や劣化、変形が進み展示はできない。このため、国・県からの補助を受けて必要な保存処理が実施されており、今回の企画を可能とした。

今回の企画展では、こうして保存処理を行った衣、食、農、工、呪い（まじない）にまつわる中世以前の木製品とともに近現代の木製民具をあわせて展示し、その形や機能の変化を比較できるようにした。観覧者からは、「当時が想像できる展示で、イメージが伝わった」「今回のきになる道具、面白かったです」などの感想が寄せられている。

出品点数 102点

出品目録 ※すべて当館蔵

【清水遺跡出土】機織具3点、木の錘、杓子2点、高杯、とって付き容器、容器2点、タモ3点、釣竿、堅杵2点、鋤、鍬4点、鍬と柄、木ヅチ2点、火きり臼、剣形3点、舟形 【小川城遺跡出土】機織棒（糸巻）2点、糸巻、紡錘車、連歯下駄4点、指歯下駄3点、杓子3点、曲物（柄杓の水を汲む部分）2点、漆椀5点、折敷、箸、曲物、組み合わせ箱、まな板、蓋、鋤、木ヅチ、火きり臼2点、木釘2点、楔2点、舟形2点、鳥形、人形 【小深田遺跡出土】土垂 【宮之腰遺跡出土】土垂2点 【大覚寺遺跡出土】エブリ、矢形 【民具】機織機、ミシン台、糸杵、機織道具部品、くけ台、座繰り機、糸車、下駄、柄杓、しゃもじ、椀と膳、漆塗り菓子器、メンパ（弁当箱）、飯びつ、一升ます、蓋付き鍋、タモ、スコップ、エブリ、泥沓、平鍬、まんのう鍬、木ヅチ（ワラタタキ）、大祓形代、お守り、お伽犬・張子の犬、天児



（2）大井川民俗資料保管庫

① 通常公開

大井川民俗資料保管庫では申し出に応じて施設の公開、保管資料の説明を実施している。

令和2年度は、2団体124人が見学した。

② 特別公開

文化財保護強調週間と大井川商工祭りの開催に合わせて例年特別公開を開催していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染予防対策として関連行事が中止されたことに伴い、特別公開を中止した。

3 教育・普及活動

1 講演会、体験学習等の開催

令和2年度の開催回数は合計15回（講演会・講座3回、体験学習8回、出張講座4回）、参加者は合計1,294人である。なお、新型コロナウイルス感染予防対策として消毒やマスク着用、検温等の対策を徹底したほか、参加者数を通常の数に抑制して実施した。

（1）講演会・公開講座 計217人

① 焼津市文化センター開館35周年記念講座Ⅰ 「戦国大名今川氏の寺社政策」

講師 本多隆成さん（静岡大学名誉教授）
開催日時 1月16日（土）午後2時～3時40分
開催会場 焼津文化会館3階会議室
聴講者数 41人
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館
内容 静岡大学名誉教授の本多隆成先生を講師に迎え、記念講座Ⅰを開催した。これは、企画展「寺社からたどる戦国の焼津」に合わせて開催したもので、講座では、戦国大名となった今川氏が行った領国支配政策について、写真や地図をまじえながら解説が行われた。聴講者からは「寺社領安堵が戦国の世だからこそ必要だということがよくわかった」など、好評の声が多く得た。



② 焼津市文化センター開館35周年記念講座Ⅱ 「戦国時代、争乱の志太平野」

講師 河合修さん（元焼津市史編集委員）
開催日時 1月23日（土）午後2時～3時40分
開催会場 焼津文化会館3階会議室

聴講者数 42人
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館
内容 元焼津市史編集委員の河合修さんを講師に迎え、企画展「寺社からたどる戦国の焼津」に合わせて記念講座Ⅱを開催した。講座では、戦国時代の志太平野の状況や地域に残る戦後の戦没者供養のあり方を資料や写真を用いてわかりやすい解説が行われた。聴講者からは「戦の話で終わりではなく、今に残る地域の話も分かりやすく、具体的に話を聞かせていただき興味深かった。」などの感想が寄せられた。



③ 歴史文化講演会「焼津かつおぶし物語 地域産業の伝統と革新」

講師 中村羊一郎さん（元静岡産業大学教授）
川口円子さん（焼津市文化財保護審議会委員）
ゲストパネラー 井之上茂利さん（焼津鰹節水産加工業協同組合理事）
パネルディスカッション進行
佐野有利さん（静岡新聞社出版部）
開催日時 3月13日（土）午後2時～4時00分
開催会場 焼津文化会館小ホール
聴講者数 134人
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館
後援 静岡放送・静岡新聞社
協力 静岡産業大学
内容 「焼津かつおぶし物語 地域産業の伝統と革新」というテーマで、焼津の伝統産業の1つ「鰹節」をテーマに講演会を開催した。昨年、講師の川口円子先生、中村羊一郎先生が、焼津市史

編さん時の研究成果をまとめた著書を出版し、焼津水産業に注目が集まっていることから、広く一般市民に対して、焼津水産史を周知する機会として企画した。

当初、130人の定員で募集していたが、申込者が増えたため150人に募集人数を増員。当日は、134人が聴講した。

第1部の講演会では、川口円子先生は「支えあうカツオ漁と鰹節製造」、中村羊一郎先生は「人の交流が産業を発展させる」というテーマで講演が行われた。



第2部では、焼津鰹節水産加工業協同組合の井之上茂利さんをゲストに迎え、「焼津水産業の未来を考える」というテーマでパネルディスカッションをおこなった。参加者からは「焼津らしいテーマで良かった」「知っているようで知らない地元産業の歴史と知恵を楽しく学びました」など、好評の声を得た。

(2) 体験学習（伝統文化子ども教室）

計130人

① 水でっぼうをつくろう！

講師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日 7月25日(土)

午前の部…午前10時～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時

開催会場 焼津文化会館3階会議室、清見田公園

参加者数 26人

参加費(材料費) 200円

内容 竹を使った水でっぼう作りは毎年好評で、今年も多く子どもたちが参加した。参加者は、マスクの着用やアルコール消毒等、新型コロナウイルスの感染症対策をして作業を進めた。参加者たちは、慣れないノコギリを使う作業に苦戦しな



がらも、自分だけのオリジナル水でっぼうを完成させることができた。最後は清見田公園に移動して、完成したばかりの水でっぼうで思い切り遊び、楽しんだ。

② まがたまをつくろう！①

講師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日時 8月23日(日)

午前の部…9時30分～11時30分

午後の部…1時30分～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 31人

参加費(材料費) 300円



内容 勾玉をつくる教室を開催した。参加者は、まず資料館の展示室で市内の遺跡から出土した勾玉を見学してイメージを膨らませてから、勾玉作りを開始した。紙やすりで滑石を削るという作業に、最初はとまどう参加者も見られたが、講師や保護者に手伝ってもらいながら形を整えていった。手や衣服を粉だらけにしながら夢中で滑石を磨き終わると、ウッドビーズで飾り付けて完成した。出来上がった勾玉を首からさげ、大切そうに触っている姿が印象的だった。参加者からは、「大変だけど、キレイに出来た」「自分だけのまがたまが出来て嬉しい」「まがたまを作るのが好きになりました」といった声が寄せられ、好評な教室となった。

③ 石器時代にタイムスリップ！

講師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日時 9月19日(土)

午前10時～午後2時30分

開催会場 焼津市文化センター第3駐車場ほか

参加者数 15人

参加費(材料費) 100円



内容 「石器づくり」「火おこし」「狩りの模擬体験」を通して石器時代の人々の生活を学ぶ教室を開催した。参加者がペアを組んで挑戦した舞切りでの火おこし体験では、全てのペアが着火に成功し、付き添いの家族からも歓声が上がりと会場は盛り上がった。黒曜石を砕いて石器のナイフを作ったり、弓矢で動物の的を射るといった非日常的な体験に、参加者からは「楽しかったので来年も参加したい」など好評の声が寄せられた。

④ ミニ門松をつくろう！

講師 嶋谷昇さん、竹内英夫さん

開催日時 12月26日(土)

午前の部…午前9時30分～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 30人

参加費(材料費) 500円



内容 お正月を飾るミニ門松を作る教室を開催した。他教室と同様に新型コロナウイルスの感染症対策を行い、例年より参加人数を減らしての開催となったが、定員いっぱいの参加者を得た。参加者は、3本の竹をノコギリで切る作業や「垣根しぼり」という特殊な結び方に苦戦しながらも、皆思い思いの門松を完成させることができた。

⑤ まがたまをつくろう！②

講師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日時 2月13日(土)

午前の部 9時30分～11時30分

午後の部 1時30分～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 28人

参加費(材料費) 300円

内容 8月に開催した勾玉をつくる教室が好評だったことから、今年度2回目の教室を開催。前半に展示室を見学して勾玉について学んだ後、後半に勾玉作製に挑戦した。勾玉作製は時間も根気もいる作業だが、子どもたちは集中力を切らすことなく、真剣に取り組んでいた。自分だけの勾玉を完成させた参加者からは「楽しかった」「きれいにできた」などの感想が寄せられた。



(3) 体験学習(史跡めぐり) 計41人

① 焼津の山城と史跡巡り

(自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 10月31日(土) 午前8時～午後1時

参加者数 11人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 花沢城跡、石脇城跡、旗掛石、井伊直孝産湯の井、若宮八幡宮

内 容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。参加者は、焼津を代表する城跡である花沢城跡と石脇城跡を中心に周辺の旗掛石や井伊直孝産湯の井等の史跡を巡った。花沢城跡や石脇城跡はそれぞれ雑木の撤去や遊歩道の整備を進めており、以前よりも曲輪の様子がよくわかるようになっている。参加者からは「資料もあり、説明もよくわかり良かった」等、好評の声を多く得た。



② 大井川下流域の歴史探訪 (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 2月7日(日)
午前9時～午後1時30分

参加者数 15人

参加費(バス運賃) 200円

主 催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 大井川港、波除地蔵、吉永八幡宮、盤石寺、長徳寺



内 容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。参加者は、大井川港を起点に吉永八幡宮、盤石寺、長徳寺等の寺社や周辺の史跡をめぐり、住職や神主より貴重な話を聞くことができた。ま

た、大井川下流域は湧水も豊富で、こうした伏流水にまつわる歴史や文化についても学ぶことができた。参加者からは「気候も良く旧大井川町の歴史を勉強できて楽しかったです」等、好評の声を多く得た。

③ 浜当日の歴史探訪 (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 3月6日(土)
午前8時40分～午前12時30分

参加者数 15人

参加費(バス運賃) 400円

主 催 歴史民俗資料館

主な見学場所 原田家、那閉神社、弘徳院、香集寺参道

内 容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。参加者は、焼津の漁師の信仰を集める虚空蔵山や那閉神社、多くの文化財を残す弘徳院等を巡った。また、国の登録有形文化財になっている原田家の住宅や自然の力によって形成された大崩れ海岸周辺の景観を見ながら地区の歴史を学んだ。参加者からは「焼津の歴史を学べて大変良かった」等、好評の声を多く得た。



(4) 体験学習(クイズラリー) 計796人

開催日時 通年実施 午前9時～午後4時

参加者数 延べ769人(クイズラリーの参加者)

内 容 クイズを解きながら展示室を見学して回ることで、楽しく学習する「ラリー形式」のイベントである。平成14年度より継続して開催しており、新型コロナウイルス感染拡大に伴い来館者数が低迷する中、若年層を取り込み来館者及びリピーターを増やすことを目的として、1月にリニューアルを実施した。1～3月の参加者は計576人

で、年間参加者の 75 パーセントを占める結果となった。

クイズの問題は、小学生以上が対象の「スペシャルコース」と、年齢を問わず誰でも参加できる「資料館でさがそう！」の 2 コースがあり、いずれも展示資料から出題する。クイズを 1 枚全問正解するごとにスタンプカードに押印、スタンプを 2 つ集めるごとにオリジナルマグネットもしくは記念品を贈呈する。オリジナルマグネットは参加者に関心をもってもらえるように、企画展展示品や収蔵品、市公式キャラクターやいちちゃんをモチーフにして、イラストや人気漫画の柄物を取り入れ、カラフルでポップなデザインにし人気を集めた。

出題形式は暗号文、絵算数、イラストクロスワード、まちがいさがし、点つなぎイラスト、展示資料足し算などバリエーションを持たせ、低学年や歴史に馴染みのない参加者にも解答する楽しさを感じてもらい、郷土の歴史民俗への理解と関心のきっかけとなることを目指した。従前ルールより問題数や対象年齢を拡充し、景品プレゼントの機会を増やしたこともあって、ファミリーや友人同士での来館を促進し、コロナ渦での開催であったが昨年度の参加者人数 583 人を上回ることができた。

(6) 資料館職員出張講座 計 110 人

資料館では焼津市の歴史文化の啓発に努めるべく、職員を派遣しての出張講座を実施している。令和 2 年度は、公民館などからの申し込みに応じて 4 回の講座を行い、延べ人数 110 人の参加者を得た。今後とも館外での周知活動を積極的に行っていく予定である。

① 焼津公民館

高齢者学級（すこやか学級）
「焼津市の歴史・文化財」

開催日 7 月 10 日(金) 聴講者数 37 人

② 大村公民館

女性講座「焼津市の歴史・文化財」

開催日 9 月 9 日(水) 聴講者数 41 人

③ 社会教育課

家庭教育学級（ほがらか学級）
「花沢の里見学とみかん狩り」

開催日 11 月 28 日(土) 聴講者数 14 人

④ 小川公民館

高齢者学級（白梅学級）
「焼津市の歴史・文化財」

開催日 12 月 18 日(金) 聴講者数 18 人

2 広報活動

① 資料館だよりの発行

歴史民俗資料館の活動内容を広く市民に知らせるため、「資料館だより」を発行している。

令和2年度は「103号」「104号」「105号」を発行した。

紙面の主な内容は催し物の開催案内や活動報告である。企画展や講座・講演会、体験教室などの活動の様子、参加者の声などを写真とともに紹介している。

また、花沢地区に完成したビジターセンターを紹介する記事などを掲載した。

② 焼津市歴史民俗資料館ホームページ

市のホームページに、歴史民俗資料館の利用案内をはじめ、催し物の開催案内、刊行物や焼津市史関連書籍の案内、文化財などの歴史文化の紹介、資料館だよりなどを掲載している。

刊行物は、これまでに開催した特別展や企画展の図版、発掘調査報告書などである。焼津市史関連書籍については、市史編さん事業の概要と書籍の紹介及び販売案内を掲載している。

文化財などの歴史文化を紹介するページでは、指定文化財や地域に伝わる昔話、方言などを紹介している。

また、整備が進む「花沢城」「石脇城」など市内の山城や、花沢の里に完成した「花沢地区ビジターセンター」を紹介するページを新たに作成した。

③ 年報の発行

前年度の事業をまとめた『年報』を発行している。

令和2年度は、令和元年度の実績をまとめた『年報34』を令和2年5月に発行した。

なお、『年報』はデータ版として市ホームページの歴史民俗資料館内に掲載している。

④ ポスター・ちらしの発行

各種催し物の開催にあたっては、広く市民に知らせるため、広報用ポスターやちらしを作成し、配布している。

配布先は、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学

校などの教育施設や、公民館・図書館・文化会館・ディスカバリーパーク焼津などの公共施設である。

また、企画展の開催時には、市内の博物館施設をはじめ、市内の駅や宿泊施設、金融機関、店舗などにもポスターの掲示やちらしの配布について依頼し、より多くの方へ周知を図っている。

⑤ SNSを活用した情報発信

展示やイベントの開催案内、事業の実施状況など、SNSを活用し情報発信を行った。

令和30年度にアカウントを作成したFacebookは、フォロワー数の増加を目指した。親しみを感じていただけるよう、文面を口語にして絵文字や顔文字も多用し、キャラクター「れきみん」を登場させ、歴史好きな「れきみん」が語り掛けるスタイルを定着させた。題材を広げ、投稿数を増やしたこともあり、フォロワー数を伸ばすことができた。

市内の史跡や歴史・民俗を紹介する投稿を増やした一方、活動の中で今まで注目されることのなかった「文化財清掃」や「クイズラリー」にもスポットを当て、市民からコメントの投稿をいただけるなど反響があった。今後は、昔話や地名など題材をシリーズ化して定期的に発信するなど手法と題材に工夫を加え、バリエーションに富んだ情報を発信していく予定である。

3 博物館実習生の受け入れ

歴史民俗資料館では、大学で学芸員資格の取得を目指す学生を博物館実習生として夏季期間に受け入れている。

令和2年度は8月18日から23日までの6日間に、1人の実習生を受け入れた。展示室での接客をはじめ、伝統文化子ども教室「まがたまを作ろう」（8月23日開催）の指導員として参加したり、市内遺跡から出土した木製品などの資料整理に従事したりするなど様々な業務を実習した。

来年度以降も夏季期間に実習生を受け入れる計画である。

◆企画展 法華寺展・本堂修理記念「古道に咲く花 受け継がれる祈り」 1月31日(金)～10月4日(日)

受け継がれる祈り

会期延長!

法華寺展・本堂修理記念
古道に咲く花

会期 2020年
1月31日(金)～10月4日(日)

会場 焼津市歴史民俗資料館
(焼津市文化センター内)

開館時間 9時～17時 入館無料

休館日 月曜日(祝日除く、翌平日休館)

焼津市歴史民俗資料館 電話054-629-6847
(〒425-0071 焼津市三ノ木1500)

花 沢やみ法絶えせぬ 流れにて
妙法蓮華 今日も咲きけり

法華寺展・本堂修理記念
古道に咲く花 受け継がれる祈り

法華寺は、国の重要伝統的建造物保存地区である焼津市花沢にある寺院です。
この寺は、約一〇〇〇年となる本堂の修理工事が平成三〇年から二年計画で行われました。これを記念して、法華寺の歴史と信仰を紹介する企画展を開催します。
貴重な資料を通して、一三〇〇年の長きにわたる大切な祈りが受け継がれてきた祈りの心を深く感じてください。

●法華寺の建立は、二十八部衆像(二部) ●本納給向江(ちり明造) ●新 ●本堂完成 ●空持菩薩工部作像 ほか

製球が奈良時代に伝わる西村(新海)といわれる日本最古への入り口に宿屋として大仏の大師と、この江戸時代以降は観音堂の乱産として、多くの人がかられ継がれてきた。寺では法華宗の文化財の調査研究や立像の保存が重要文化財であるにも関わらず、多くの文化財が所蔵されています。また、焼津の「沢やみ」もこの寺の文化財を具するといわれています。この展覧会に親しんでください。

●法華寺の建立は、二十八部衆像(二部) ●本納給向江(ちり明造) ●新 ●本堂完成 ●空持菩薩工部作像 ほか

(交通案内)
●JR焼津駅下車、東口南口から徒歩15分
●文化センター内(1階)下車
●焼津市歴史民俗資料館より約10分
無料駐車場あり

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071
焼津市三ノ木1500番地
TEL.054-629-6847

◆企画展 「寺社からたどる戦国の焼津」 10月10日(土)～1月31日(日)

寺社からたどる
戦国の焼津

開催期間
令和2年 10月10日(土)～1月31日(日)
令和3年

開館時間 9時～17時 入館無料

休館日 月曜日(祝日除く、その翌平日休館)

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 焼津市三ノ木1500番地
(焼津市文化センター内)
TEL.054-629-6847

企画展
寺社からたどる
戦国の焼津

戦国時代、山内と徳川が焼津市域を争った。焼津は、焼津川の河口に位置し、今形氏、武田氏、徳川氏による激しい戦いの舞台となりました。
こうした戦国の時代の中、武田氏は、焼津を、焼津の中心に据え、支那の焼津をより発展させることになりました。また、有力な寺社に縁結したり、自らが行き掛ける神仏を擁護することによって、焼津の安定を促しました。
本展では、当地を祀った寺社とその歴史を中心に、戦国時代の焼津を紹介します。

◆「林型陣地跡(部分)」(林型陣地)
焼津市域の中心に、寺社の中心に位置する。この陣地跡は、戦国時代の焼津の中心に位置する。この陣地跡は、戦国時代の焼津の中心に位置する。

◆「焼津城跡の武田氏陣地跡(部分)」(焼津城)
焼津市域の中心に、寺社の中心に位置する。この陣地跡は、戦国時代の焼津の中心に位置する。この陣地跡は、戦国時代の焼津の中心に位置する。

◆「徳川家康公の陣地跡(部分)」(徳川家)
焼津市域の中心に、寺社の中心に位置する。この陣地跡は、戦国時代の焼津の中心に位置する。この陣地跡は、戦国時代の焼津の中心に位置する。

◆「焼津市域の戦国時代の歴史」(焼津市域)
焼津市域の戦国時代の歴史を、この展覧会を通じて紹介します。この展覧会を通じて紹介します。

(交通案内)
●JR焼津駅下車、東口南口から徒歩15分
●文化センター内(1階)下車
●焼津市歴史民俗資料館より約10分
無料駐車場あり

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071
焼津市三ノ木1500番地
TEL.054-629-6847

◆企画展 「きになる道具たち」 2月6日(土)～5月23日(日)

文化庁 国指定重要文化財等保存・活用事業
静岡県文化財保存事業成果

きになる道具たち

企画展会期
**2.6(土)→
5.23(日)**

焼津市歴史民俗資料館

開館時間：9時～17時 入場無料
休館日：月曜日
(月曜が祝日の場合は閉館、翌平日休館)
静岡県焼津市三ヶ丘1500番地 焼津市文化センター内
Tel.054-629-6847 Fax.054-629-4848

弥生×中世×現代の コラボレーション

本展から私たちの生活には欠かせない道具の一つです。大昔の人々が使った木製品は、消えながらの姿を留めてしまっていますが、意匠や加工が豊富な場所であるところの水辺のなかで残っていることが多々あります。焼津市では、清水湖跡(湖中)や川原(湖跡)に古くから多くの木製品が埋蔵されています。

こうして市産の遺跡から発掘された木製品はそのままの状態では保存できず、水に濡らった状態でない、乾燥や虫食、虫刺が起これば、展示することができません。そこで、湖-跡から種別を分けて薬品を用いて保存処理を行い、皆さんにご覧いただけるようになりました。

本展では、保存処理を行った中世以降の木製品と近現代の木製品を紹介し、水で濡れた道具が乾いた状態に比べて、どのように形が変わったのをご確認ください。

▲水車(1000年頃)
▲水車(1000年頃)

▲弥生・中世の木製品(600年頃)

▲和食器(1500年頃)

【交通案内】
★JR焼津駅下車、焼津駅南口からバスで5分
「文化センター前」下車
★東名高速道路焼津ICより約10分
無料駐車場完備

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 静岡県焼津市三ヶ丘1500番地
TEL.054-629-6847

4 文化財保護事業

1 埋蔵文化財の保護

令和2年度の埋蔵文化財調査は、開発行為に伴う33件の埋蔵文化財の調査を実施した。

内訳は、本発掘調査0件、確認調査0件、工事立会指示33件（文化財保護法第93条31件、同第94条2件）である。工事立会では遺構、遺物は確認されなかった。

（1）発掘調査

令和2年度は、遺構の概要を解明するための本発掘調査（文化財保護法第99条）は行われなかった。

（2）確認調査

① 文化財保護法第99条

確認箇所 なし

（3）工事立会指示

① 文化財保護法第93条

確認箇所 13遺跡 31箇所

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所
保録ヶ谷遺跡	1件
越後島遺跡	2件
中里遺跡	2件
中港遺跡	1件
堤添遺跡	3件
道下遺跡	2件
蛭田遺跡	3件
宮之腰遺跡	8件
須賀遺跡	1件
小深田西遺跡	2件
道場田遺跡	4件
藤守遺跡	1件
田中城跡	1件

② 文化財保護法第94条

確認箇所 2遺跡 2箇所

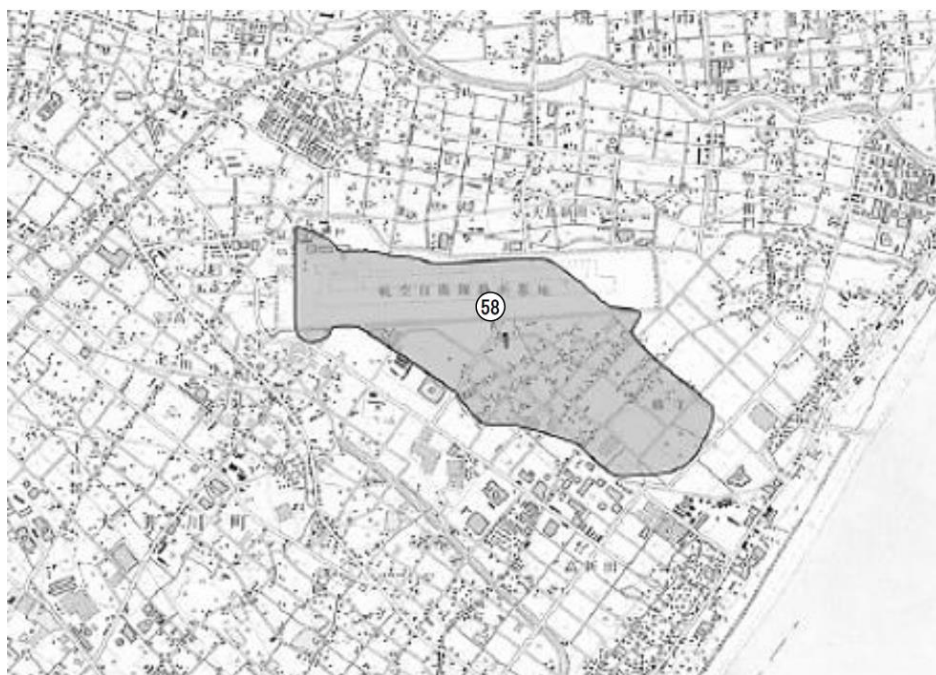
確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所
花沢城跡	1件
越後島遺跡	1件

埋蔵文化財包蔵地（焼津地区）



埋蔵文化財包蔵地（大井川地区）



埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称	時代
1	狼煙山古墳	古墳(後)
2	別所ノ段遺跡	縄文
3	別所古墳	古墳(後)
4	吉津古墳群	古墳(後)
5	向山古墳群	古墳(後)
6	兎沢古墳群	古墳(後)
7	沢添古墳	古墳(後)
8	筏場古墳群	古墳(後)
9	上屋敷古墳群	古墳(後)
10	方ノ上城跡	室町
11	方ノ上(七谷)経塚	中世
12	方ノ上古墳	古墳(後)
13	荒芝古墳群	古墳(後)
14	下権現古墳	古墳
15	笛吹段古墳群	古墳(後)
16	上ノ山古墳群	古墳
17	高崎古墳群	古墳
18	花沢城跡	戦国
19	保録ヶ谷古墳群	古墳
19-2	保録ヶ谷遺跡	古墳～中世
20	奥屋敷古墳群	古墳(後)
21	山田屋敷跡	中世
22	宮腰古墳群	古墳(後)
23	奥之谷古墳	古墳
24	坂本遺跡	古墳
25	東海道古墳群	古墳
26	宮ノ久保古墳群	古墳(後)
27	篁沢古墳群	古墳
28	風尾遺跡	弥生～中世
29	宮山古墳	古墳
30	谷崎古墳群	古墳

No.	名称	時代
31	谷山古墳群	古墳
32	方ノ上遺跡	古墳、中世
33	石脇城跡	室町
34	山崎古墳群	古墳
35	越後島遺跡	奈良
36	中里遺跡	鎌倉
37	当目砦跡	戦国
38	大覚寺遺跡	古墳～近世
39	落合遺跡	
40	牛田遺跡	奈良
41	中港北遺跡	弥生、古墳
42	中港遺跡	弥生
43	弁天遺跡	縄文
44	堤添遺跡	古墳、中世
45	塩津古墳群	古墳(後)
46	道下遺跡	古墳～室町
47	道添遺跡	古墳～室町
48	蛭田遺跡	奈良
49	宮之腰遺跡	古墳～室町
50	南屋敷遺跡	古墳～室町
51	須賀遺跡	古墳
52	赤塚遺跡	古墳
53	小深田西遺跡	古墳
54	小深田遺跡	古墳
55	道場田遺跡	弥生～室町
56	小川城遺跡	古墳～室町
57	金鋼作遺跡	弥生、古墳
58	藤守遺跡	縄文～近世
59	清水遺跡	弥生、奈良
60	田中城跡	中世・近世

2 文化財の保護・顕彰事業

(1) 文化財保護審議会の開催

焼津市文化財保護審議会の委員数は9人である。
令和2年度は4回の審議会を開催した。

焼津市文化財保護審議会委員名簿

(任期：令和元年10月1日～令和3年9月30日)

	氏名	分野
会長	落合 孟郎	動植物
副会長	増田 俊彦	動植物
委員	八木 勝行	史跡・考古資料
	揖斐 洸	水産加工
	近藤 道子	郷土史
	新井 真	建造物
	川口 円子	民俗
	田中 祥朗	郷土史
	外立 ますみ	民俗

審議会の開催と内容

開催日	内容
7月15日 (水)	【議事】 ①今年度事業進捗状況について ②文化財保存活用地域計画についてについて
10月1日 (木)	【議事】 ①文化財保存活用地域計画について ②現地確認「法華寺本堂」「花沢地区ビジターセンター」「花沢城」
12月16日 (水)	【議事】 ①文化財保存活用地域計画について ②花沢地区ビジターセンターについて ③歴史民俗資料館企画展の見学「寺社からたどる戦国の焼津」
3月24日 (水)	【議事】 ①令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画について ②文化財保存活用地域計画について ③歴史民俗資料館企画展の見学「きになる道具たち」

(2) 文化財保存活用地域計画の作成

焼津市内の文化財の保存・活用に関する総合的な計画として、基本的な方針や活動内容を明示する「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた作業を実施した。

令和2年度は、文化財保護審議会の場において計画の素案となる部分について協議を実施した。

また、計画の策定に必要となる「地域に存在する歴史文化財」の情報を把握し、その結果を地域計画策定に反映することを目的に、市内全町内会(324か所)に対してアンケート調査を実施(有効回収率57.4%)した。

なお、計画については、令和3年度より協議会を立ち上げ、令和4年度に国へ認定申請する計画である。

(3) 指定文化財等の保護及び顕彰

① 指定文化財等

市指定文化財 60件 (令和3年3月31日現在)

区分	件数	内訳
① 有形文化財	42	
		1 建造物 12
		2 美術工芸品 30
		絵画 6
		彫刻 5
		工芸品 8
		書跡 2
		古文書 7
		歴史資料 1
		考古資料 1
② 無形文化財	3	
③ 有形民俗文化財	3	
④ 無形民俗文化財	1	
⑤ 史跡	7	
⑥ 天然記念物	3	
⑦ 伝統的建造物群保存地区	1	

その他の文化財

区分	件数
国指定 重要文化財	2
県指定文化財	5
国選定 重要伝統的建造物群保存地区	1
国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2
国の登録有形文化財(建造物)	4

② 環境整備事業（文化財清掃）

毎月2回程度、市内の史跡、遺跡等において、除草作業や通路の整備などを行っている。令和2年度については、計19回の文化財清掃を実施した。

実施場所は、兎沢古墳群、笥沢古墳群、笛吹段古墳群、石造り波除け堤防モニュメント、小泉八雲諷詠之碑（浜通り）、史跡「井伊直孝産湯の井」、石脇城跡、花沢城跡などである。石脇城跡、花沢城跡については、地元及び地権者の同意を得て、立木の伐採整備及び見学コースの維持管理を継続している。

③ 環境整備事業（案内看板の設置）

令和2年度は、塩津古墳群（焼津郵便局西側）と永豊寺の山門の2箇所において、案内看板の版面更新を行った。

④ 天然記念物（旭伝院のマツ、臥竜のマツ）の消毒

焼津市指定天然記念物である旭伝院のマツと臥竜のマツ（ともに焼津市保福島に所在）を害虫の被害から守るため、4月24日と5月8日の2回にわたり消毒作業の支援を行った。

旭伝院のマツは、樹齢600年と推定される大木で、樹高が20m以上あるため、中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所の協力により、高所作業車を使用して作業を行った。臥竜のマツは、堂々とした竜が横たわっているような極めて珍しい樹形で、両日にあわせて消毒を実施した。一時は樹勢が衰えていた松であったが、消毒作業のかがあって回復傾向にある。

（4）焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

焼津市花沢地区では平成26年9月の国重要伝統的建造物群保存地区選定後、平成27年度から本格的な保存対策事業を実施している。令和2年度は1件の修景事業を実施した。このほか、地区内の倒木の危険性が高い樹木の除伐作業を進めるなど、歴史的環境の整備に努めた。

① 修理修景事業

令和2年度は、花沢地区ビジターセンターに隣接した住宅について、道路に面した車庫を新築する修景事業1件を実施した。

② 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

地区住民と学識経験者からなる焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会を2回、専門部会7回を開催し、現状及び今後の保存対策事業に関する協議を行った。

焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

開催回数 審議会2回、専門部会7回

開催日	内容
7月29日 (水)	第1回専門部会 【現地調査・協議事項】花沢地区ビジターセンター整備事業について
9月16日 (水)	第2回専門部会 【現地確認・協議事項】石垣調査について
10月 14日(水) 15日(木)	第3回専門部会 【現地調査・協議事項】石垣補強技術試験施工(削孔・注入)について
10月 29日(木) 30日(金)	第4回専門部会 【現地調査・協議事項】石垣補強技術試験施工(試験体引き抜き・掘り出し)について
11月8日 (日)	第1回保存審議会 【報告・協議事項】令和2年度事業の進捗状況と令和3年度事業計画について、花沢地区ビジターセンターについて、石垣調査について 第5回専門部会(同日開催) 【現地協議】個人宅附属屋修景事業について
11月14日 (土)	第6回専門部会 【現地調査・協議事項】花沢地区ビジターセンター整備工事について
3月28日 (日)	第2回保存審議会 【報告・協議事項】令和2年度事業報告について、令和3年度事業計画について、花沢地区ビジターセンター整備事業について、令和3年度以降の体制について 第7回専門部会(同日開催) 【報告・現地協議】花沢地区ビジターセンター整備事業について

(5) 花沢地区ビジターセンター整備事業

花沢伝統的建造物群保存地区の保存対策事業の一環として、集落の入口付近に所在する空き家を整備し、ビジターセンターとして活用する事業を推進した。

整備を進めるにあたっては、『花沢地区ビジターセンター保存活用計画』作成、実施設計などの準備を整え令和元年度に工事に着手した。

工事は、解体調査から取り掛かり、家屋の改変の痕跡や部材の痛み具合などの調査を行い、その結果に基づき整備計画を調整して工事が進められ、令和3年2月に完了した。

なお、施設を紹介したパンフレットを作製した他、令和3年3月21日には完成を記念したオープン式典を開催した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、当分の間は開館日を週末に限定するなどの制限をすることとして運営を開始した。



完成したビジターセンター（外観）



屋内の様子（ニワからの景観）

(6) 花沢城活用推進事業

歴史的地域資源である「花沢城跡」を、観光関連事業をはじめ歴史探訪やハイキングといった交流人口拡大に繋げる資源となるよう、見学環境を整備するなど活用を促進する事業を展開している。

これまでに、本丸と二の曲輪を隔てる「堀切」部分の発掘調査を実施したほか、山頂部分への花沢城概要解説看板と展望紹介パネル設置、遊歩道整備、雑木伐採や草刈り、案内リーフレット作成に取り組んだ。

令和2年度は、登山道などに誘導看板を設置したほか、出丸（八の曲輪）部分の竹林を伐採するとともに、のぼり旗を作成して設置した。また、焼津高校書道部の協力を得て花沢城の「御城印」を作成し販売を開始するなど、積極的な活用事業を展開した。



整備が進む出丸（八の曲輪）部分

(7) 関係団体支援

① 獅子木遣り保存会

静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」は、焼津神社例大祭中の8月13日に公開される。神輿渡御行列の先導として、青年に担がれた雌雄一對の獅子の運びに合わせ、手に錫杖を持った華やかな手古舞姿の少女たちが「木遣り」を歌いながら行列の道中を清めて歩く民俗行事である。

獅子木遣り保存会は獅子木遣りの維持保存と継承者の育成を目的に昭和53年に設立された。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、焼津神社の例大祭自体が中止となったため、獅子木遣りの公開事業も中止となった。そのため、市では公開中止の広報の支援を行った。

② 藤守の田遊び保存会

国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」は、大井八幡宮（藤守）において毎年3月17日に実施される例年祭で、その年の豊穡と平和を祈願して行われる芸能である。

藤守の田遊び保存会は、田遊びの保存を図るとともに、住民文化の振興に寄与し、明るい市の発展に役立てることを目的に昭和37年より活動している。



令和3年3月17日の公開事業は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、一般公開は中止され、関係者のみで実施された。また、舞の奉納に参加する中高生の参加を見合わせ、成人の関係者だけで神事及び舞の一部を奉納した。

なお、「藤守の田遊び伝承館」（平成30年2月開館）では、毎月第3日曜日の特別公開をはじめ、団体見学などに対応する公開を実施している。

（8）文化財保護助成事業

① 国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」保存伝承事業への補助金交付

事業者	藤守の田遊び保存会
事業名	重要無形民俗文化財藤守の田遊び保存伝承等事業
事業内容	重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」の保存伝承及び公開事業等の実施 ①保存伝承事業（公開事業、保存伝承活動） ②伝承館公開運営事業（伝承館の運営）
実施期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
総事業費	1,091,193円
補助金額	500,000円

3 指定文化財一覧 (令和3年3月31日現在)

国重要文化財

種類	名称	所在地	管理者等	指定年月日
絵画	けんぼんぼくがたんさいるようだるまず 絹本墨画淡彩芦葉達磨図	一色	成道寺	平成7年6月15日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和52年5月17日

国選定 重要伝統的建造物群保存地区

種類	名称	所在地	選定年月日
重伝建	やいづしはなざわ 焼津市花沢	花沢、吉津及び野秋の各一部	平成26年9月18日

国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

種類	名称	所在地	管理者等	選択年月日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和46年4月21日
	ししきや 焼津神社の獅子木遣りと神ころがし	焼津2丁目	獅子木遣り保存会	昭和53年12月8日

国の登録有形文化財

種類	名称	所在地	管理者等	登録年月日
建造物	ほらだけじゅうたく 原田家住宅(主屋ほか離れ、文庫蔵、表門の4棟)	浜当目	個人	平成30年3月27日

県指定文化財

種類	名称	所在地	管理者等	指定年月日
彫刻	もくぞうしやうかんのんりゆうぞう 木造聖観音立像	花沢	法華寺	昭和33年4月15日
工芸	びぜんおさふねながよし 太刀 銘「備前長船長義」	焼津5丁目	個人	昭和31年10月17日
	びしゅうおさふねじゅうなりいえ 太刀 銘「備州長船住成家」	焼津5丁目	個人	昭和33年4月15日
	かげつぐ 太刀 銘「景次」	焼津5丁目	個人	昭和38年12月27日
民俗	ししきや 焼津神社獅子木遣り	焼津2丁目	獅子木遣り保存会	昭和53年3月24日

市指定文化財

種類	名称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	ほっけじ におうもん 法華寺の仁王門	花沢	法華寺	昭和42年12月4日
	りんそういん きやうぞう 林叟院の経蔵	坂本	林叟院	昭和42年12月4日
	かいぞうじ ほんぞんずし 海蔵寺の本尊厨子	東小川6丁目	海蔵寺	昭和46年10月1日
	りんそういん しょうろう 林叟院の鐘楼	坂本	林叟院	昭和47年5月17日
	おおいじんじやほんでん 大井神社本殿	保福島	大井神社	昭和51年6月2日
	えいほうじ さんもん 永豊寺の山門	西小川3丁目	永豊寺	昭和60年2月21日
	こうしゅうじ いしとうろう 香集寺の石燈籠	浜当目	香集寺(弘徳院)	昭和61年9月30日

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	なへじんじゃ じょうやとう 那閉神社の常夜燈	浜当目3丁目	那閉神社	昭和61年9月30日
	りんそういん ほうきょういんとう 林叟院の宝篋印塔	坂本	林叟院	昭和61年9月30日
	じょうどうじ ほうきょういんとう 成道寺の宝篋印塔	一色	成道寺	昭和61年9月30日
	わかみやちまんぐう いしばし 若宮八幡宮の石橋	中里	若宮八幡宮	平成17年10月20日
	かいぞうじほんどう 海蔵寺本堂	東小川6丁目	海蔵寺	平成27年11月4日
絵画	こうとくいん えま 弘徳院の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	こうしゅうじ えま 香集寺の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	ちょうとくじごうてんじょう え 長徳寺格天井の絵	飯淵	長徳寺	昭和49年10月30日
	にほんぜんしょうせんまんねんの ず 日本全勝千万年之図	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	かいぞうじ えま 海蔵寺の絵馬	東小川6丁目	海蔵寺	平成9年9月30日
	いっぺんしょうにんえんぎえ だんかん 「一遍上人縁起絵」断簡	東小川6丁目	海蔵寺	平成17年10月20日
彫刻	だいにちどう きつしょうてんぞう 大日堂の吉祥天像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	だいにちどう ふどうみょうおうぞう 大日堂の不動明王像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	ほうしゃくじ じぞうぼさつぞう 宝積寺の地藏菩薩像	石脇下	宝積寺	昭和47年11月28日
	せいがんじ こうぼうだいしぞう 勢岩寺の弘法大師像	石脇下	勢岩寺(歴史民俗資料館)	昭和48年6月23日
	ふどうみょうおうりゅうぞう 不動明王立像	飯淵	長徳寺	昭和62年2月12日
工芸品	いいのやじんじゃ ろくれいきょう 猪之谷神社の六鈴鏡	関方	猪之谷神社(歴史民俗資料館)	昭和41年9月21日
	じょうどうじ ひやくまんとう 成道寺の百萬塔	一色	成道寺	昭和41年9月21日
	こうしんじ きりん しょう 光心寺の麒麟の筥	東小川1丁目	光心寺(歴史民俗資料館)	昭和42年5月9日
	かいぞうじ ずし 海蔵寺の厨子 つげたり ずし ないのうにゅうひん 附 厨子内納入品 うちずし 一、内厨子 まも ほんぞん 一、守り本尊	東小川6丁目	海蔵寺	昭和44年12月17日
	わにぐち 鰐口	利右衛門	利右衛門自治会	昭和49年10月30日
	ていぜんいん わにぐち 貞善院の鰐口	焼津6丁目	貞善院	昭和53年1月21日
	ふもんじ はんしょう 普門寺の半鐘	焼津6丁目	普門寺	昭和53年1月21日
	おおみやり めいながよしきく 大身槍 銘長吉作	東小川5丁目	熊野神社(歴史民俗資料館)	平成27年7月24日
書跡	へんがく じょうふざん 扁額「静富山」	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	わかみやちまんぐうむなふだ 若宮八幡宮棟札	中里	若宮八幡宮(歴史民俗資料館)	昭和53年9月1日
古文書	かけがわじょうしゅやまうちかずとよ ほんもつ 掛川城主山内一豊の判物	中島	盤石寺	昭和49年10月30日
	いまがわよしもとはんもつ 今川義元判物	利右衛門	利右衛門自治会	平成15年4月4日

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
古文書	さかもとさだつぐ こまいかつもりれんしよじょう 坂本貞次・駒井勝盛連 署 状	石脇下	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	とくがわいえやすしゆいんじょう 徳川家康朱印状	浜当目 1 丁目	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	いまがわうじざねしゆいんじょう 今川氏真朱印状	焼津 2 丁目	焼津神社	平成 19 年 10 月 26 日
	りょうかたもうしあわせじょうほうのこと 獵方申合定法之事	北浜通	個人	平成 27 年 11 月 4 日
	りょうかたきていとりきめのこと 漁方規定取極之事	大村 2 丁目	個人 (歴史民俗資料館)	平成 27 年 11 月 4 日
歴史資料	かいぞうじ みとちょう 海蔵寺の御戸帳	東小川 6 丁目	海蔵寺	平成 3 年 2 月 27 日
考古資料	こふかだがたせきせいた かざ 小深田型石製垂れ飾り	三ヶ名	焼津市教育委員会	平成 18 年 12 月 26 日
無形文化財	やいづかつおぶしせいぞうぎじゆつ 焼津鯉節製造技術	上小杉	焼津鯉節伝統技術研鑽会	平成 17 年 3 月 10 日
	きゆうどうぐせいさくぎじゆつ 弓道具製作技術	東小川 6 丁目	個人 (矢製作)	平成 18 年 12 月 26 日
		東小川 5 丁目	個人 (弓懸製作)	
		惣右衛門	個人 (巻藁製作)	
	やいづがせいさくぎじゆつ 焼津笠製作技術	焼津 6 丁目	個人 (骨組み)	平成 19 年 10 月 26 日
焼津 2 丁目		個人 (スゲ縫い上げ)	平成 26 年 9 月 11 日	
有形民俗文化財	ろくじゅうろくぶかいこく 横山九郎右衛門の六十六部廻国 かんけいしりょう 関係資料	下小杉	個人	平成 31 年 4 月 19 日
	ろくじゅうろくぶかいこくかんけい 谷澤兵三郎の六十六部廻国関係 しりょう 資料	下小杉	個人	平成 31 年 4 月 19 日
	ろくじゅうろくぶかいこく 法月三郎兵衛の六十六部廻国 かんけいしりょう 関係資料	三ヶ名	焼津市教育委員会	平成 31 年 4 月 19 日
無形民俗文化財	やま かみまつり 山の神祭	関方地区	山の神祭保存会	昭和 41 年 9 月 21 日
史跡	きゆうさがらかいどうあと 旧相良街道跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	えんえいぼうあと 円永坊跡	利右衛門	利右衛門自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ふくしょうざんだいまんじあと 福翁山大満寺跡	下江留	下江留自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ひやくかまちだあと 百ヶ間地田跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	しずはまむらほかにかそんくみあいつしずはま 静浜村外二ヶ村組合立静浜 こうとうしょうがっこうあと 高等小学校跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	とくがわいえやすこうしょうぎす あと 徳川家康公床机据え跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	い いなおたかうぶゆ い 井伊直孝産湯の井	中里	焼津市	平成 25 年 9 月 6 日
天然記念物	いいのやじんじや 猪之谷神社のナギノキ	関方	猪之谷神社	昭和 44 年 12 月 17 日
	がりゆう 臥竜のマツ	保福島	個人	昭和 47 年 5 月 17 日
	ぎよくでんいん 旭伝院のマツ	保福島	旭伝院	昭和 47 年 5 月 17 日
伝建地区	やいづしはなざわ 焼津市花沢	花沢、吉津及び 野秋の各一部		平成 26 年 2 月 3 日

5 利用者統計資料

1 令和2年度利用状況

(1) 令和2(2020)年度 利用者内訳

(単位：人)

利用者内訳	常設展示室	館外展示	講座・講演会	体験学習他
利用者数	8,844	124	217	1,077

(2) 令和2(2020)年度 常設展示室入場者月別統計

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開館日数	17	14	25	27	26	26	23	25	24	24	20	26	277
小人	34	18	100	119	320	121	206	320	194	485	313	185	2,415
大人	147	146	357	460	746	446	847	1,087	540	670	513	470	6,429
計	181	164	457	579	1,066	567	1,053	1,407	734	1,155	826	655	8,844
日平均	小人	2	1	4	4	12	5	9	13	8	20	16	9
	大人	9	10	14	17	29	17	37	43	23	28	26	23
	計	11	12	18	21	41	22	46	56	31	48	41	32

(3) 令和2(2020)年度 常設展示室入場者曜日別統計

(単位：人)

	月曜日				火曜日				水曜日				木曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	0	0	0	0	2	9	19	28	3	4	27	31	3	7	25	32
5月	0	0	0	0	2	1	18	19	2	2	26	28	2	0	23	23
6月	0	0	0	0	5	1	63	64	4	3	66	69	4	1	34	35
7月	0	0	0	0	4	0	59	59	5	1	45	46	5	11	62	73
8月	1	10	28	38	3	23	42	65	4	37	97	134	4	30	95	125
9月	1	13	22	35	5	14	82	96	4	4	56	60	4	3	59	62
10月	0	0	0	0	3	60	116	176	3	5	100	105	4	4	108	112
11月	1	17	94	111	3	56	190	246	4	108	133	241	4	9	83	92
12月	0	0	0	0	4	1	79	80	4	2	74	76	4	110	69	179
1月	1	14	30	44	3	9	43	52	4	102	68	170	4	134	74	208
2月	0	0	0	0	3	27	55	82	3	7	35	42	3	61	80	141
3月	0	0	0	0	5	38	73	111	5	20	99	119	4	21	48	69
計	4	54	174	228	42	239	839	1,078	45	295	826	1,121	45	391	760	1,151
日平均		14	44	57		6	20	26		7	18	25		9	17	26

	金曜日				土曜日				日曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	3	1	23	24	3	3	33	36	3	10	20	30
5月	2	0	26	26	3	5	26	31	3	10	27	37
6月	4	6	47	53	4	41	75	116	4	48	72	120
7月	5	8	59	67	4	33	128	161	4	66	107	173
8月	4	26	83	109	5	62	169	231	5	132	232	364
9月	4	6	28	34	4	31	73	104	4	50	126	176
10月	4	3	100	103	5	75	183	258	4	59	240	299
11月	4	3	84	87	4	39	198	237	5	88	305	393
12月	4	8	67	75	4	44	123	167	4	29	128	157
1月	4	66	69	135	4	61	234	295	4	99	152	251
2月	3	4	34	38	4	122	148	270	4	92	161	253
3月	4	17	44	61	4	42	125	167	4	47	81	128
計	45	148	664	812	48	558	1,515	2,073	48	730	1,651	2,381
日平均		3	15	18		12	32	43		15	34	50

2 履 歴

(1) 年度別利用者統計

(単位：人)

年度	利用者総数	利 用 内 訳		
		常設展示室	展覧会等	講演会・体験学習
1985年(昭和60年)	38,139	35,253	1,899	987
1986年(昭和61年)	35,450	27,111	6,823	1,516
1987年(昭和62年)	31,139	26,988	2,982	1,169
1988年(昭和63年)	23,888	19,045	3,977	866
1989年(平成元年)	28,176	20,139	7,414	623
1990年(平成2年)	24,848	19,781	4,147	920
1991年(平成3年)	22,350	17,462	4,081	807
1992年(平成4年)	21,286	16,955	3,554	777
1993年(平成5年)	28,484	20,251	6,652	1,581
1994年(平成6年)	34,706	18,378	15,064	1,264
1995年(平成7年)	36,432	19,609	15,917	906
1996年(平成8年)	23,277	15,891	6,654	732
1997年(平成9年)	22,057	15,160	6,118	779
1998年(平成10年)	25,919	14,194	10,600	1,125
1999年(平成11年)	19,688	13,667	5,080	941
2000年(平成12年)	15,858	11,302	3,748	808
2001年(平成13年)	17,226	12,932	3,689	605
2002年(平成14年)	17,833	13,242	2,316	2,275
2003年(平成15年)	21,642	13,596	2,282	5,764
2004年(平成16年)	19,320	11,457	3,915	3,948
2005年(平成17年)	28,953	11,065	13,085	4,803
2006年(平成18年)	18,024	10,395	2,218	5,411
2007年(平成19年)	16,983	11,479	1,227	4,277
2008年(平成20年)	17,238	13,346	433	3,459
2009年(平成21年)	17,419	12,451	920	4,048
2010年(平成22年)	28,951	15,406	10,529	3,016
2011年(平成23年)	16,222	12,650	536	3,036
2012年(平成24年)	18,482	14,469	1,506	2,507
2013年(平成25年)	17,215	14,171	199	2,845
2014年(平成26年)	15,464	12,550	208	2,706
2015年(平成27年)	17,817	15,103	102	2,612
2016年(平成28年)	16,992	14,469	214	2,309
2017年(平成29年)	16,922	14,371	160	2,391
2018年(平成30年)	17,243	15,123	171	1,949
2019年(令和元年)	17,851	15,586	192	2,136
2020年(令和2年)	10,262	8,844	124	1,294
計	799,819	573,891	148,736	77,192

※1 平成18年度までは特別展・企画展等は概ね常設展示室以外の会場で開催している。平成18年度途中から歴史民俗資料館主催の企画展は主に常設展示室内で開催している。

※2 「常設展示室」の利用者数には常設展示室内で開催した企画展等の入場者数を含む。

※3 「展覧会等」の利用者数は常設展示室以外の会場で開催した展覧会等の入場者数である。特別展・企画展、館外展示、大井川民俗資料保管庫一般公開等のほか、焼津市文化財愛護倶楽部(旧焼津市文化財保存協会。平成25年度を以て解散。)と共同開催の郷土資料展(平成24年度の開催が最終)の入場者数を含む。

(2) 講演会・体験学習等利用内訳

(単位：人)

年度	講演会		公開講座等		体験学習						出張講座・講師派遣		映画会		計	
					体験教室等		史跡巡り等		クイズラリー							
	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数
1985年(昭和60年)	1	120	26	567			3	300							30	987
1986年(昭和61年)	2	180	52	669			3	667							57	1,516
1987年(昭和62年)	3	340	36	670	1	50	5	109							45	1,169
1988年(昭和63年)	4	365	22	471	1	30									27	866
1989年(平成元年)	2	175	10	216	5	182						1	50	18	623	
1990年(平成2年)	2	185	6	150	5	59	4	49				3	477	20	920	
1991年(平成3年)	3	205	8	182	9	120	1	35				5	265	26	807	
1992年(平成4年)	3	150	7	266	10	132	1	52				5	177	26	777	
1993年(平成5年)	2	196	10	420	8	150	2	37				14	778	36	1,581	
1994年(平成6年)	2	156	8	326	8	152	1	38				8	592	27	1,264	
1995年(平成7年)	3	287	7	264	4	83						4	272	18	906	
1996年(平成8年)	2	176	8	387	11	127	1	42						22	732	
1997年(平成9年)	2	200	7	400	7	143	1	36						17	779	
1998年(平成10年)	2	240	8	456	19	392	1	37						30	1,125	
1999年(平成11年)	2	240	6	432	6	259	1	10						15	941	
2000年(平成12年)	4	341	4	211	10	256								18	808	
2001年(平成13年)	2	217	5	259	11	112	1	17						19	605	
2002年(平成14年)	2	189	5	246	8	118	1	31	4	1,691				20	2,275	
2003年(平成15年)	3	295	1	96	10	345	6	116	6	4,912				26	5,764	
2004年(平成16年)	2	217	2	136	9	368	5	94	6	2,766		1	367	25	3,948	
2005年(平成17年)	4	381	2	97	8	398	5	152	7	2,689		6	1,086	32	4,803	
2006年(平成18年)	2	189	3	214	15	462	5	187	6	3,714		3	645	34	5,411	
2007年(平成19年)	3	319	2	166	14	481	3	86	4	2,792		3	433	29	4,277	
2008年(平成20年)	2	185	4	329	13	383	2	28	5	2,534				26	3,459	
2009年(平成21年)	4	337	1	60	13	431	2	42	3	2,562		3	616	26	4,048	
2010年(平成22年)	3	304	3	249	13	505			3	1,958				22	3,016	
2011年(平成23年)	3	226	2	136	11	520	3	68	1	1,937	4	149		24	3,036	
2012年(平成24年)	4	340			7	196	5	92	1	1,563	4	316		21	2,507	
2013年(平成25年)	2	190	1	60	6	168	2	37	1	2,214	6	176		18	2,845	
2014年(平成26年)	3	295	4	244	6	159	7	248	1	1,506	5	254		26	2,706	
2015年(平成27年)	2	189	4	321	8	316	6	110	1	1,385	7	291		28	2,612	
2016年(平成28年)	2	513	3	211	7	231	4	72	1	968	8	314		25	2,309	
2017年(平成29年)	2	189	1	97	7	225	5	104	1	1,266	13	510		29	2,391	
2018年(平成30年)	1	71	4	307	7	261	4	63	1	948	9	299		26	1,949	
2019年(令和元年)	1	82	3	193	8	1,026	3	44	1	583	6	208		22	2,136	
2020年(令和2年)	1	134	2	83	5	130	3	41	1	796	4	110		16	1,294	
計	87	8,418	277	9,591	290	8,970	96	3,044	54	38,784	66	2,627	56	5,758	926	77,192

※クイズラリーは、平成23年度より通年開催。

※「体験教室等」には、令和元年度からゴールデンウィーク特別イベントを含む。

(3) 特別展・企画展開催履歴

① 特別展開催履歴

(単位：人)

年度	名 称	期 間	入場者数
昭和 60 年	開館記念特別展 古代静岡考古遺宝展	昭和 61 年 3 月 2 日 ～ 3 月 30 日	1,294
昭和 61 年	開館 1 周年記念特別展 小泉八雲展	昭和 61 年 7 月 22 日 ～ 8 月 31 日	3,232
昭和 62 年	第 3 回特別展 大昔の漁	昭和 62 年 11 月 19 日 ～ 12 月 13 日	1,528
昭和 63 年	第 4 回特別展 日本農耕文化の黎明	昭和 63 年 8 月 30 日 ～ 10 月 10 日	2,253
平成 元年	第 5 回特別展 郷土の算学者 古谷道生	平成 元年 7 月 22 日 ～ 8 月 22 日	3,781
平成 2 年	第 6 回特別展 小泉八雲展	平成 2 年 9 月 24 日 ～ 10 月 3 日	1,624
平成 3 年	第 7 回特別展 維新前夜－益頭駿次郎と村松文三－	平成 3 年 7 月 20 日 ～ 8 月 28 日	1,399
平成 4 年	第 8 回特別展 漁業のあゆみ	平成 4 年 7 月 17 日 ～ 8 月 27 日	1,582
平成 5 年	第 9 回特別展 以心伝心－通信発達史－	平成 5 年 8 月 13 日 ～ 9 月 5 日	831
平成 6 年	第 10 回特別展 第五福龍丸－それは平和への願い－	平成 6 年 8 月 19 日 ～ 9 月 16 日	2,320
平成 7 年	第 11 回特別展 開館 10 周年、戦後 50 年平和祈念事業 －戦後 50 年の歩み－	平成 7 年 8 月 11 日 ～ 9 月 3 日	4,017
平成 8 年	第 12 回特別展 玉と鏡	平成 8 年 8 月 3 日 ～ 9 月 1 日	2,826
平成 9 年	小泉八雲来焼百周年記念特別展 八雲とやいづ	平成 9 年 8 月 1 日 ～ 8 月 15 日	1,774
平成 16 年	被災 50 年特別展 第五福龍丸－平和の願い－	平成 16 年 6 月 30 日 ～ 8 月 2 日	2,727
平成 17 年	開館 20 周年記念特別展 世界のカブトムシとクワガタムシ	平成 17 年 7 月 16 日 ～ 8 月 7 日	11,515
計			42,703

② 企画展等開催履歴 (年度は開始年度を表しています)

(単位：人)

年度	名 称	期 間	入場者数
平成 元年	第 1 回企画展 世界のおもちゃの船	平成 2 年 3 月 8 日 ～ 3 月 29 日	2,627
平成 3 年	第 2 回企画展 1970～79 OLDIES	平成 4 年 3 月 21 日 ～ 4 月 5 日	413
平成 5 年	第 3 回企画展 チョウとクワガタ	平成 5 年 7 月 21 日 ～ 8 月 8 日	4,193
	第 4 回企画展 弥生の木工技術－清水遺跡出土品展－	平成 6 年 3 月 18 日 ～ 4 月 9 日	1,051
平成 6 年	第 5 回企画展 昆虫展－カブトムシのなかまたち－	平成 6 年 4 月 23 日 ～ 5 月 8 日	3,136
	第 6 回企画展 昆虫展－かわった形のムシたちとセミ・トンボのなかま－	平成 6 年 7 月 22 日 ～ 8 月 14 日	8,108
平成 7 年	第 7 回企画展 開館 10 周年 郷土の至宝－ふるさと焼津の文化財－	平成 7 年 7 月 16 日 ～ 7 月 30 日	1,876
	第 8 回企画展 開館 10 周年 志太の自然展－なかよくしよう志太の自然－	平成 7 年 8 月 3 日 ～ 8 月 6 日	8,019
平成 8 年	第 9 回企画展 懐かしの映画娯楽－焼津の映画館の思い出－	平成 8 年 7 月 13 日 ～ 7 月 28 日	2,420
平成 9 年	第 10 回企画展 焼津の昔ばなし－語り伝えられたやいづの十六のおはなし－	平成 9 年 7 月 11 日 ～ 7 月 26 日	1,273
	春休み企画展 松本零士展(共催)	平成 10 年 3 月 19 日 ～ 3 月 22 日	1,814
平成 10 年	第 11 回企画展 くるまのおもちゃ	平成 10 年 7 月 25 日 ～ 8 月 16 日	4,400
	第 12 回企画展 たのしい鉄道展(共催)	平成 11 年 3 月 20 日 ～ 3 月 28 日	5,336
平成 11 年	第 13 回企画展 ぐらしを彩る魚たち	平成 11 年 7 月 23 日 ～ 8 月 18 日	2,742
	ルポ まぐろを追う 写真展(共催)	平成 12 年 3 月 18 日 ～ 3 月 26 日	1,506
平成 12 年	勢山社仏像彫刻展(後援)	平成 12 年 6 月 2 日 ～ 6 月 3 日	1,500
	第 14 回企画展 東益津の文化遺産－指定文化財と館蔵品－	平成 12 年 7 月 20 日 ～ 8 月 6 日	1,139
	第 15 回企画展 東海道相撲の旅(共催)	平成 13 年 3 月 17 日 ～ 3 月 25 日	731
平成 13 年	第 16 回企画展 絵で見る漁業のあゆみ－焼津漁業変遷絵図展－	平成 13 年 7 月 20 日 ～ 8 月 19 日	2,005
平成 14 年	第 17 回企画展 小川地区の文化遺産－小川城遺跡出土品展－	平成 14 年 7 月 20 日 ～ 8 月 18 日	1,205
平成 15 年	第 18 回企画展 収蔵資料展－六鵬・道外・雲亭・春水・惟安－	平成 15 年 7 月 19 日 ～ 8 月 10 日	1,166
	新春特別公開 香集寺(弘徳院)の絵馬と若宮八幡宮の棟札	平成 16 年 2 月 7 日 ～ 2 月 15 日	466
平成 16 年	秋季一般公開 勢岩寺弘法大師像	平成 16 年 10 月 15 日 ～ 11 月 28 日	1,426
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 香集寺・弘徳院の絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像	平成 17 年 3 月 12 日 ～ 3 月 21 日	426
平成 17 年	漁業変遷絵図展	平成 17 年 8 月 12 日 ～ 8 月 28 日	554
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺絵馬、弘徳院絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像)	平成 18 年 3 月 11 日 ～ 3 月 26 日	361

年度	名称	期間	入場者数
平成18年	第19回企画展 思い出の洋画ポスター	平成18年7月22日～8月13日	1,624
	企画展 浜通りと昭和通り(大正町)の今昔	平成19年2月27日～5月25日	2,967
平成19年	企画展 郷土の文化財	平成19年6月5日～8月5日	2,353
	企画展 郷土の算学者 古谷道生	平成19年8月10日～11月11日	4,072
	企画展 持塚彌吉―築港にささげたその生涯―	平成19年11月16日～5月25日	5,223
平成20年	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―1 明治・大正編―	平成20年5月30日～8月24日	3,731
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―2 昭和前期編―	平成20年8月29日～11月24日	4,121
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―3 昭和後期編―	平成20年11月28日～2月22日	2,562
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―総集編―	平成21年2月27日～2月21日	12,310
平成21年	企画展 焼津市指定文化財展 1 寄託資料	平成22年2月26日～4月18日	1,947
平成22年	企画展 焼津市指定文化財展 2 大井川地区を中心に	平成22年4月23日～6月13日	1,923
	企画展 国の重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」写真展	平成22年6月18日～7月25日	1,587
	企画展 なつかしの学校展	平成22年7月30日～10月17日	6,331
	企画展 収蔵資料展 焼津ゆかりの書画家―六鵬・道外・雲亭・春水・惟安―	平成22年10月22日～2月13日	3,309
	企画展 焼津の漁業―伝統と技を探る―	平成23年2月23日～7月10日	4,898
平成23年	企画展 やいづの昔ばなし 第1部～動物・怪談・災害のお話～	平成23年7月15日～10月10日	4,450
	企画展 やいづの昔ばなし 第2部～信仰・仏像・鉄道のお話～	平成23年10月15日～2月5日	3,183
	企画展 収蔵資料展―資料が語る焼津の歴史―	平成24年2月10日～5月20日	3,636
平成24年	企画展 収蔵資料展―資料が語る焼津の歴史Ⅱ―	平成24年5月25日～9月30日	5,306
	企画展 焼津の鯉節～その歴史と技術～	平成24年10月5日～1月20日	4,127
	企画展 祭りで見る焼津の四季～収蔵資料を中心に～	平成25年1月25日～5月19日	5,206
平成25年	企画展 戦時下の人々の暮らし～焼津と戦争～	平成25年5月31日～9月29日	6,083
	企画展 史跡「井伊直孝産湯の井」市指定記念 焼津の文化財	平成25年10月4日～1月19日	3,732
	企画展 焼津と消防のあゆみ～火消組・消防組・消防団～	平成26年1月24日～5月25日	4,111
平成26年	被災60年企画展 第五福竜丸―2014年、平和への願い―	平成26年5月30日～9月28日	4,805
	重要伝統的建造物群保存地区選定記念企画展 花沢今昔ものがたり―現代(いま)に息づく歴史の町並―	平成26年10月3日～1月18日	3,745
	企画展 新収蔵資料展―弓道具・絵図の世界を中心に―	平成27年1月23日～5月24日	3,871
平成27年	企画展 焼津を駆けた家康公	平成27年6月5日～9月27日	7,216
	企画展 小川城―遺物からよみとく当時のくらし―	平成27年10月2日～1月24日	4,186
	企画展 郷土(ふるさと)の文化財―寄託資料を中心に―	平成28年1月29日～5月29日	3,678
平成28年	企画展 きてみて焼津の浜通り―歴史と文化にふれてみよう!―	平成28年6月3日～9月25日	5,548
	企画展 よみがえる軽便鉄道～駿遠線の軌跡をたどる～	平成28年9月30日～1月29日	4,863
	企画展 平成29年収蔵資料展「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」―特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」	平成29年2月3日～5月21日	4,094
平成29年	企画展 高草山周辺の文化遺産	平成29年6月2日～10月1日	6,177
	企画展 焼津のお城拝見! 特別展示 「井伊家と焼津の深いつながり」 同時開催	平成29年10月6日～1月28日	4,232
	企画展 焼津市指定文化財展「寺社の宝物と祭り」	平成30年2月2日～5月27日	4,327
平成30年	企画展 明治焼津の幕明け―激動の時代を生きた人々―	平成30年6月1日～9月30日	5,120
	焼津市・大井川町合併10周年記念企画展 大井川地区の文化遺産―大井川最下流域に生まれた歴史と文化―	平成30年10月5日～1月27日	3,709
	企画展 なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具	平成31年2月1日～5月19日	7,545
令和元年	漁業コーナーリニューアル記念企画展 焼津と海 挑戦の歴史	令和元年5月31日～9月29日	5,898
	企画展 巡礼の旅～廻国の行者と信仰～	令和元年10月4日～1月26日	4,332
	企画展 法華寺展・本堂修理記念「古道に咲く花 受け継がれる祈り」	令和2年1月31日～10月4日	5,344
令和2年	企画展 寺社からたどる戦国の焼津	令和2年10月10日～1月31日	4,215
	企画展 きになる道具たち	令和3年2月6日～3月31日 (最終期間:令和3年5月23日)	1,481
計			253,071

6 資料館の資料の動向

1 資料の貸出し

No.	貸出先	貸出資料名	貸出期間
1	藤枝市郷土博物館	軽便資料5点	6月5日～8月14日
2	焼津市立和田小学校	縄かご、桶、水揚げの写真	11月23日～11月28日
3	藤枝市郷土博物館	大覚寺遺跡出土壺G2点、道場田・小川城遺跡出土銅印	12月2日～2月15日
4	山梨県立考古博物館	小深田西2号墳出土水晶製勾玉	12月16日～1月15日
5	静岡市立登呂博物館	宮之腰遺跡出土甗、甗底部、甗	3月14日～6月30日

2 資料の提供

No.	提供先	提供資料名	提供日
1	シアワセデザイン	焼津漁業絵図	6月1日
2	静岡新聞社出版部	焼津市史編さん時収集漁業関係写真28点	6月5日
3	個人	道場田・小川城遺跡出土緑釉・青磁写真	6月10日
4	焼津市地域包括課	焼津の古写真15点	7月3日
5	個人	第五福竜丸関係資料写真3点、関連写真5点	9月4日
6	地域情報紙むるぶ	香集寺絵馬写真	9月11日
7	焼津市学校教育課	焼津の古写真ほか27点	9月14日
8	明星大学	明治末焼津海岸写真	10月1日
9	個人	熊野神社甲冑写真	10月14日
10	掛川市教育委員会	藤守の田遊び写真	10月26日
11	富士市立廣岡小学校	小川矢師関係写真2点	11月9日
12	株式会社RSKプロビジョン	舟形屋敷関係資料写真5点	1月8日
13	焼津市河川課	大井川水害関係写真2点	1月19日
14	前田印刷	藤守の田遊び写真	1月22日
15	静清信用金庫	漁業関係古写真9点	2月10日
16	焼津市観光協会	焼津市指定文化財他写真18点	2月18日
17	山梨県立考古博物館	小深田西2号墳出土水晶製勾玉	2月20日
18	岐阜大学教育学部	竹尻写真	2月20日
19	個人	焼津の漁船と富士山写真、鯉節職人交流図	3月3日

3 資料の閲覧

No.	閲覧者	閲覧資料名	閲覧日
1	個人	近世文書複写(石川幸則家文書)7点	5月22日
2	個人	近世文書複写(石川幸則家文書)8点	8月19日
3	焼津市立焼津図書館	近世文書複写(石川幸則家文書)14点	9月26日
4	個人	近世文書複写(大房敬家文書、旧斎藤家文書)一式	10月24日
5	個人	近世文書複写(坂本区有文書)27点	12月24日
6	静岡市立登呂博物館	宮之腰出土甗2点、甗底部1点、甗5点	2月25日
7	個人	近世文書複写(坂本区有文書)16点	3月5日

4 常設展示室の借用資料

No.	借用先	借用資料名	借用期間
1	福岡市埋蔵文化財センター	藤崎遺跡出土58号甕棺	令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 企画展の借用資料

No.	借用先	借用資料名	企画展名・開催期間
1	法華寺	「法華寺建立記」、絵馬「赤馬」、絵馬「囲碁を打つ人物」、絵馬「弁慶の図」、絵馬「巡礼の図」、二十八部衆 毘楼博叉天王像、二十八部衆 阿修羅像、二十八部衆 風神像、二十八部衆 雷神像、二十八部衆像納入文書2点、寄進札一式、納札19点、「乳房観音堂改造費勸進募集記」、「乍恐以書付御訴奉申上候」(本尊開扉につき建札のこと)、「寄附金簿」2点、「御開扉 寄附帳」3点、本堂使用の古材(向拝の打越垂木)2点、本堂修理状況写真一式(以上41点法華寺蔵)	企画展 法華寺展・本堂修理記念「古道に咲く花受け継がれる祈り」 令和2年1月31日(金) ～ 10月4日(日)
2	法華寺	「法華寺建立記」	企画展「寺社からたどる戦国の焼津」 令和2年10月10日(土) ～ 1月31日(日)
3	林叟院	林叟院開關歴世記、林叟院略縁起、臘之次第、今川義元判物(写)2点、武田勝頼判物(写)	
4	東光寺	龍王丸黒印状	
5	安養寺	武田家禁制	
6	能満寺	小浜景隆判物	
7	海蔵寺	徳川家康筆「墨梅図」、海蔵寺地藏尊縁起	
8	焼津神社	今川氏真判物	
9	熊野神社(当館寄託)	大身槍 銘長吉作、横矧桶側菱綴二枚胴具足	
10	若宮八幡宮蔵	若宮八幡宮の棟札	
11	利右衛門自治会	今川義元判物	
12	個人	太田道灌の馬の轡	
13	個人	旗掛石絵図、坂本貞次・駒井勝盛連署状	
14	個人	徳川家康肖像画	
15	個人	火縄銃	
16	個人	黒絲威二枚胴具足	

6 受贈資料

No.	寄贈者	受贈資料名	受贈日
1	個人	「萬日記帳」(明治期) 22点	4月9日
2	個人	写真(第二宝松丸)	5月4日
3	個人	魚河岸柄の手ぬぐい生地	5月15日
4	個人	写真(〇三魚市場、第一愛鷹丸)、「枕流亭」絵葉書セット、冊子2点、レコード18点、「日本旅行遊覧地図」	5月27日
5	個人	8ミリ映写機	5月30日
6	豊田10自治会10町内会	保福島道標2点	6月30日
7	焼津神社	伊勢曆73点、八丁櫓模型	8月9日
8	個人	桶、六分儀、船磁石、釣り道具箱、鳥籠2点、丸ちゃぶ台、ふるいザル	8月28日
9	個人	軍事郵便ハガキ、第一種痘証明証、尋常小学科終了証ほか計21点	9月4日
10	個人	弓道具関連資料一式(矢18点、ゆがけ、弓3点、書籍等)	9月4日
11	東益津公民館	東益津地区古写真パネル34点	9月24日
12	個人	第五福竜丸被災関係記事掲載雑誌(「毎日グラフ」2点、「アサヒグラフ」2点)	10月14日
13	個人	昭和11年焼津町勢要覧	10月22日
14	個人	元禄7年中村新田改帳	11月4日
15	個人	焼津座、湊座、見濱座等戦前の芝居小屋時代のチラシ等一式、戦前の新聞号外等22点	11月4日
16	個人	電気アイロン、スパイカメラほか計8点	11月10日
17	個人	焼津漁業絵図2点等	11月14日
18	焼津漁業協同組合	写真(焼津港2点、魚市場)、生節カツオ販促用ポスター2点、チラシ(コピー)2点	12月4日

19	個人	平井顕斎軸2点、樋口如璋軸、浮世絵	12月14日
20	個人	黒電話2点、掛け時計	2月10日
21	個人	畜産用ブリキ製牛乳容器	2月19日
22	個人	練習艦隊軍艦八雲新聞綴、日記、アルバム、支那事変記念写真帳ほか計5点、八雲航路絵図	2月19日
23	個人	大崩海岸しおり	3月5日
24	個人	羽織3点、袴2点、着物2点	3月17日

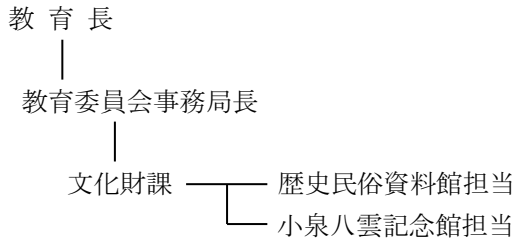
7 受寄資料

No.	寄託者	寄託資料名	寄託期間
1	焼津市立焼津東小学校	掛け軸7点(高橋雲亭書4点、村松春水書、惟安書、不明)、風鎮2組	令和2年4月1日～令和3年3月31日
2	焼津市立焼津西小学校	掛け軸5点(沖六鵬書、七才松三書、拓本正気歌、拓本歌碑、拓本楓橋夜泊)	令和2年4月1日～令和3年3月31日
3	焼津第1自治会二区	近世文書6点 軸(嘉永年間焼津地内絵図)、志太郡焼津町城之腰焼津地内図面、水路図面焼津町消防組、軸(志太郡焼津町焼津耕地整理組合地区確定図)、軸(静岡縣志太郡焼津町全畧図)、軸(大字鰯ヶ島、大字城之腰、大字北新田、大字焼津) 近現代文書9点	平成31年4月1日～令和3年3月31日
4	熊野神社	大身槍 銘長吉作	平成31年4月1日～令和3年3月31日
5	熊野神社	横矧桶側菱綴二枚胴具足	令和3年2月10日～令和4年3月31日
6	光心寺	麒麟の笙、箏篳、龍笛	平成31年4月1日～令和3年3月31日
7	弘徳院	絵馬	令和2年4月1日～令和4年3月31日
8	香集寺	絵馬	令和2年4月1日～令和4年3月31日
9	若宮八幡宮	棟札	令和2年4月1日～令和4年3月31日
10	勢岩寺	弘法大師像	令和2年4月1日～令和4年3月31日
11	猪之谷神社	六鈴鏡	令和2年4月1日～令和4年3月31日
12	大日堂	不動明王像、吉祥天像	令和2年4月1日～令和4年3月31日
13	大井神社	棟札5点	令和2年4月1日～令和4年3月31日
14	個人	久保山愛吉氏関係資料1,094点(弔辞113点、弔電945点、手紙36点)	令和2年4月1日～令和4年3月31日
15	個人	第五福龍丸関係資料フィルム154コマ、その他フィルム658コマ	令和2年4月1日～令和4年3月31日
16	個人	高崎古墳群出土遺物18点	令和2年4月1日～令和4年3月31日
17	個人	漁方規定取極之事	令和2年4月1日～令和4年3月31日
18	個人	波除絵図面、絵葉書(明治43年8月焼津町大洪水実況)	令和2年4月1日～令和4年3月31日
19	個人	徳川家康朱印状	令和2年4月1日～令和4年3月31日

7 管理運営

1 機構と職員（令和2年度）

① 組織



② 歴史民俗資料館担当職員

職名	氏名
課長	佐藤三夫
歴史民俗資料館担当係長	鈴木源
主査	高田佑美
主事	細田和代
主任（再任用）	杉本弘行
会計年度任用職員 （学芸員）	栗田潤美 松永朋佳 藁科優生 堀江庸子
会計年度任用職員	松永廣行 他 15人

2 施設・資料管理

（1）歴史民俗資料館

① 歴史民俗資料館資料燻蒸

収蔵資料の保護を図るため、歴史民俗資料館内の全館燻蒸（収蔵庫及び展示室）と業者保有燻蒸庫へ資料を運搬する燻蒸を隔年で交互に行っている。

令和2年度は、業者保有の燻蒸庫へ資料を搬入し、文化財用殺虫殺菌燻蒸剤である酸化プロピレンとアルゴンの混合ガス（商品名『アルプ』）を使用した48時間密閉燻蒸により資料の殺虫・殺卵・殺カビ処理を実施した。

- ・資料搬入 8月25日
- ・燻蒸処理 8月25日～8月27日
- ・資料搬出 8月29日
- ・燻蒸資料 古文書（30箱）、民具（テン箱15箱）、甲冑（1点）ほか

（2）大井川資料保管庫

① 大井川民俗資料保管庫殺虫処理

大井川民俗資料保管庫内の資料保護のため、殺虫処理を毎年実施している。

令和2年度は12月18日に空間噴霧薬剤「ブンガノン」を使用した4時間密閉施工を行った。また、保管庫内の殺虫プレート設置及び交換を7、9、12、3月に実施した。

3 令和2年度予算

（1）文化財保護費

① 歳入

（単位：千円）

事項	金額	摘要
国庫支出金	17,173	伝統的建造物群保存事業費補助金
県支出金	1,796	伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲事務交付金
計	18,969	

② 歳出

（単位：千円）

事項	金額	摘要
職員給与費	39,957	職員給与等
文化財保護審議会費	244	文化財保護審議会報酬
文化財保護事務費	2,769	文化財保護活動事業、文化財アンケート調査
花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費	6,839	地区保存審議会報酬、建造物修景事業補助
花沢地区ビジターセンター整備事業費	31,229	修理整備工事
文化財保護助成費	500	指定文化財補助金
花沢城活用推進事業費	2,684	竹林等伐採整備事業、案内のぼり旗設置
計	84,222	

(2) 歴史民俗資料館費

① 歳入

(単位：千円)

事項	金額	摘要
諸収入	191	歴史民俗資料館雑入(自主事業材料費、刊行物売上等)
計	191	

② 歳出

(単位：千円)

事項	金額	摘要
歴史民俗資料館事務費	16,046	資料館運営経費、会計年度任用職員等賃金、資料燻蒸委託料、消耗品等
歴史民俗資料館自主事業費	1,427	企画展示会、講座・講演会、体験学習等開催
計	17,473	

4 令和元年度決算

(1) 文化財保護費

① 歳入

事項	金額	摘要
国庫支出金	40,102,000 円	伝統的建造物群保存事業費補助金
県支出金	1,796,156 円	伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲事務交付金
計	41,898,156 円	

② 歳出

事項	金額	摘要
職員給与費	34,649,877 円	職員給与等
文化財保護審議会費	261,300 円	文化財保護審議会報酬等
文化財保護事務費	1,219,550 円	文化財保護活動事業
花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費	39,030,126 円	地区保存審議会報酬、歴史の建造物修理事業補助、花沢地区防災計画策定事業、地区内整備推進事業
花沢地区ビジターセンター整備事業費	42,532,877 円	修理整備工事
文化財保護助成費	1,426,000 円	指定文化財補助金
花沢城跡整備事業費	812,609 円	概要解説看板と展望紹介パネル設置、リーフレット作成、見学環境整備等
計	119,932,339 円	

(2) 歴史民俗資料館費

① 歳入

事項	金額	摘要
諸収入	170,380 円	歴史民俗資料館雑入(自主事業材料費、刊行物売上等)
計	170,380 円	

② 歳出

事項	金額	摘要
歴史民俗資料館事務費	11,464,258 円	資料館運営経費、臨時職員等賃金、資料館燻蒸委託料等
歴史民俗資料館資料整理費	4,928,034 円	嘱託員賃金、消耗品等
歴史民俗資料館自主事業費	1,229,906 円	企画展、講座・講演会、体験学習等開催
計	17,622,198 円	

1 条例・規則等（令和3年3月31日現在）

① 焼津市歴史民俗資料館条例

（平成20年10月7日条例第72号）

（趣旨）

第1条 この条例は、焼津市歴史民俗資料館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 郷土の歴史、民俗等に関する資料の展示等をし、もって市民の教育、学術及び文化の振興を図ることを目的として、焼津市歴史民俗資料館（以下「歴史民俗資料館」という。）を焼津市三ヶ名1550番地に設置する。

（事業）

第3条 歴史民俗資料館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び市民の利用に供し、並びにこれらの情報を提供すること。
- （2） 歴史、民俗等に関する事業を企画し、及び実施すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第4条 歴史民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- （1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）
- （2） 12月29日から翌年1月3日までの日

（入館の制限）

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史民俗資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずるものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） 集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （3） 管理上支障があると認めるとき。
- （4） その他入館が不相当と認めるとき。

（入館料）

第7条 歴史民俗資料館の入館料は、無料とする。ただし、特別展等において市長が特に必要と認めたときは、有料とすることができる。

（損害賠償の義務）

第8条 入館者は、歴史民俗資料館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、入館者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規

則で定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

② 焼津市歴史民俗資料館条例施行規則

（平成20年10月7日教育委員会規則第7号）

（趣旨）

第1条 この規則は、焼津市歴史民俗資料館条例（平成20年焼津市条例第72号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（館内利用）

第2条 焼津市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の所有する郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（第4条の規定により寄託された資料を含む。以下「資料館資料」という。）を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

（特別閲覧及び資料の館外貸出し）

第3条 資料館資料は、教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のためこれを利用しようとする者に対し、特別の閲覧に供し、又は貸出しをすることができる。

2 前項の規定により、特別の閲覧をしようとする場合又は貸出しを受けようとする場合は、焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）申込書（第1号様式）を、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

3 前項の規定により申込書の提出があったときは、委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、申込者に対し焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）承諾書（第2号様式）を交付する。

4 第2項の規定による申込みが、次条の規定により寄託された資料の模写、撮影若しくは転載をし、又はこれらを販売し、その他営利の目的に供しようとするものであるときは、当該資料の寄託者の承諾書を当該申込書に添付しなければならない。

5 資料館資料の貸出しは、その保管について安全が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

（寄贈及び寄託）

第4条 資料館に歴史的資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、焼津市歴史民俗資料館資料寄贈（寄託）申込書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは焼津市歴史民俗資料館資料受贈（受寄）書（第4号様式）を交付する。

3 前項の規定により寄託された資料は、資料館所蔵のものと同じ扱いとする。

4 寄託された資料が天災地変その他不可抗力による事故により損害を受けた場合は、委員会は、その責めを負わない。

（入館者の遵守事項）

第5条 資料館へ入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (3) 動物又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (4) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 承認を受けないで広告類を掲示し、又は配布する行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 承認を受けないで寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- (9) その他委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に焼津市文化センター条例施行規則(昭和60年焼津市教育委員会規則第11号)の規定によりされた申込みその他の手続(資料館に係るものに限る。)は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

③ 焼津市文化財保護条例

(昭和52年7月16日条例第15号)

焼津市文化財保護条例(昭和31年焼津市条例第10号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するものうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅、都城跡その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋

りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第4条 削除

第2章 焼津市指定有形文化財

(指定)

第5条 委員会は、市内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者(以下この章において「所有者」という。)に指定書を交付しなければならない。(解除)

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財が法第27条第1項の規定により重要文化財の指定を受けたとき又は県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)及び委員会の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 所有者は、特別の理由があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任すべき者(以下「管

理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、当該管理責任者と連署のうえ、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
(所有者の変更等)

第8条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
(滅失、損傷等)

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
(所在の変更)

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。
(管理又は修理の補助)

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。
(管理又は修理に関する指示)

第12条 委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があるときは、委員会は、当該所有者に対し、その修理について必要な指示をすることができる。

3 前2項の規定による指示に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。
(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、軽微な行為を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若し

くは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。
(修理の届出等)

第14条 所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指導及び助言をすることができる。
(公開)

第15条 委員会は、所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限つて委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 委員会は、所有者に対し、3月以内の期間を限つて当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 所有者及び委員会以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

4 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、第2項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

5 委員会は、第2項及び第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 第2項及び第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があつた場合には、前項の規定を準用する。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときはこの限りでない。
(調査)

第16条 委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。
(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 所有者が変更したときは、旧所有者は、指定書を添えて当該市指定有形文化財を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 焼津市指定無形文化財
(指定等)

第18条 委員会は、市内に存する無形文化財(法第71条

第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 第1項又は第2項の規定による指定又は認定は、前項の規定による告示のあつた日からその効力を生ずる。

5 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすることができる。

6 前項の規定による追加認定をするときは、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 市指定無形文化財が法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたとき又は県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前各項の規定による指定の解除又は認定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用するものとし、第1項及び第2項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に、第3項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体と認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

(保持者の氏名変更等)

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくは相続人又は保持団体の代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者)は、委員会に速やかに届け出なければならない。

(1) 保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。

(2) 保持者がその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。

(3) 保持者が死亡したとき。

(4) 保持団体が名称又は事務所の所在を変更したとき。

(5) 保持団体が代表者を変更したとき。

(6) 保持団体が構成員に異動を生じ、又は解散したとき。

(保存)

第21条 委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、市指定無形文化財の保存に関し、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(公開)

第22条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財(市指定無形文化財であつたものを含む。以下この条において同じ。)の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第15条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 委員会は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(保存に対する指導助言)

第23条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第4章 焼津市指定民俗文化財

(指定)

第24条 委員会は、市内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(指定の解除)

第25条 委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財に指定されたとき又は県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財若しくは静岡県指定無形民俗文化財に指定されたときは、当該市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示してしなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用)

第27条 第7条から第12条まで及び第15条から第17条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に関し、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第28条の2 委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第22条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する指導助言)

第28条の3 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(無形民俗文化財の記録作成等)

第29条 委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、保存に当たることを適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合は、第11条第2項の規定を準用する。

第5章 焼津市指定史跡名勝天然記念物
(指定)

第30条 委員会は、市内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、委員会は同条第3項の規定による通知に代えてその通知すべき事項を市の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第31条 委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたとき又は県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第6条第2項の規定を、前項の場合には第6条第4項の規定を準用する。この場合において通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、前条第2項後段の規定を準用する。

(標識の設置)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第35条で準用する第7条の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、委員会規則で定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更をする場合にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為をする場合にあつては影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第13条第3項の規定による許

可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

第 35 条 第 7 条から第 9 条まで、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第 6 章 焼津市選定保存技術
(選定等)

第 36 条 委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第 147 条第 1 項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第 34 条の 2 の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを、焼津市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（当該保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第 1 項の規定による選定及び前 2 項の規定による認定には、第 18 条第 3 項から第 6 項までの規定を準用する。
(解除)

第 37 条 委員会は、市選定保存技術についての保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第 1 項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第 19 条第 5 項の規定を準用する。

4 市選定保存技術が法第 147 条第 1 項の規定により選定保存技術として選定されたとき又は県条例第 34 条の 2 の規定により静岡県選定保存技術として選定されたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第 19 条第 5 項の規定を準用する。

6 前条第 2 項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。
(市選定保存技術に関する準用規定)

第 38 条 第 20 条、第 21 条及び第 23 条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第 7 章 焼津市伝統的建造物群保存地区
(決定)

第 39 条 委員会は、市内に存する伝統的建造物群のうち、市にとって重要なものを焼津市伝統的建造物群保存地区（以下「市伝統的建造物群保存地区」という。）に決

定することができる。

2 前項に規定する市伝統的建造物群保存地区について必要な事項は、別の条例で定める。

第 8 章 焼津市文化財保護審議会
(文化財保護審議会)

第 40 条 委員会に焼津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応じ、次の事項並びに文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を委員会に答申し、又は建議するものとする。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除並びに無形民俗文化財の選択

(5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除

(7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

(8) その他文化財の保存及び活用に関する重要事項

3 審議会は、委員 10 人以内で構成する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから委員会が任命する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織運営等に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第 9 章 補則
(委任)

第 41 条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の焼津市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第 3 条の規定により任命された焼津市文化財保護審議会委員である者は、この条例による改正後の焼津市文化財保護条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期については、なお従前の例による。

3 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、山の神祭については新条例第 24 条第 2 項の規定により指定された市指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は新条例第 24 条第 2 項において準用する新条例第 5 条第 6 項の規定により交付された市指定無形民俗文化財の指定書とみなす。

4 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、公孫樹、ナギの木、ホ

ルトの木、シナノガキ、マツ、マツ（臥竜の松）、平戸ツツジ、リュウキユウツツジについては、新条例第 30 条第 1 項の規定により指定された市指定天然記念物とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は、新条例第 30 条第 2 項において準用する新条例第 5 条第 4 項の規定により通知された市指定天然記念物の通知書とみなす。

5 前 2 項に規定した以外の旧条例の規定に基づく市指定文化財は、新条例第 5 条第 1 項の規定により指定された市指定有形文化財とみなす。この場合において旧条例による指定書は、新条例第 5 条第 6 項の規定により交付された市指定有形文化財の指定書とみなす。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

6 大井川町の編入の日前に大井川町文化財保護条例(昭和 52 年大井川町条例第 9 号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 7 日条例第 74 号)

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

④ 焼津市文化財保護条例施行規則

(昭和 52 年 7 月 16 日教育委員会規則第 4 号)

焼津市文化財保護条例施行規則(昭和 31 年焼津市教育委員会規則第 1 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、焼津市文化財保護条例(昭和 52 年焼津市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 削除

第 2 条から第 4 条まで 削除

第 3 章 焼津市指定有形文化財

(指定申請書及び同意書)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、市指定有形文化財指定申請書(第 1 号様式)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による同意は、指定等同意書(第 2 号様式)によるものとする。

(指定書)

第 6 条 条例第 5 条第 5 項の規定による指定書は、指定書(第 3 号様式)によるものとする。

(指定書の再交付申請)

第 7 条 指定書を滅失し、又は損傷したときは、指定(認定)(通知)書再交付申請書(第 4 号様式)に、事実を証するに足る文書又は損傷した指定書を添えて、速やかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

(管理責任者選任等の届出)

第 8 条 条例第 7 条第 3 項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、市指定文化財管理責任者選任(解任)届(第 5 号様式)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による所有者等の変更の届出、条例第 9 条の規定による滅失、損傷等の届出並びに条例第 10 条の規定による所在の変更の届出は、市指定文化財所有者等変更届(第 6 号様式)によるものとする。

第 10 条 削除

(現状変更の許可申請等)

第 11 条 条例第 13 条第 1 項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者及び条例第 14 条第 1 項の規定による修理の届出をしようとする者は、市指定文化財現状変更等(届)許可申請書(修理届)(第 7 号様式)を変更等しようとする日の 20 日前までに委員会に提出するものとする。

2 前項の規定により現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

(維持の措置の範囲)

第 12 条 条例第 13 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状(指定後、許可を受けて現状変更等をした場合にあつては、当該現状変更等終了時における原状)に復するとき。

(2) 市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

第 4 章 焼津市指定無形文化財

(指定申請書及び同意書)

第 13 条 条例第 18 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形文化財等指定(選定)申請書(第 8 号様式)を委員会に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する者が保持者又は保持団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第 14 条 条例第 18 条第 3 項の規定による通知は、認定書(第 9 号様式)によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定(認定)(通知)書再交付申請書に、事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第 15 条 条例第 20 条の規定による保持者の氏名変更等の届出は、保持者氏名変更等届(第 10 号様式)によるものとする。

第 16 条 削除

第 5 章 焼津市指定民俗文化財

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第 17 条 第 3 章(第 11 条及び第 12 条を除く。)の規定は、焼津市指定有形民俗文化財に準用する。

(現状変更等の届出)

第 18 条 条例第 26 条の規定による現状変更等の届出は、市指定文化財現状変更等(届)許可申請書(修理届)によるものとする。

(市指定無形民俗文化財指定申請書)

第 19 条 条例第 24 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形民俗文化財指定申請書(第 10 号様式の 2)を委員会に提出するものとする。

第 20 条及び第 21 条 削除

第 6 章 焼津市指定史跡名勝天然記念物

(市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第 22 条 第 3 章の規定は、この章に特別の定めがある場合を除き、焼津市指定史跡名勝天然記念物に準用する。

(指定通知)

第 23 条 条例第 30 条第 2 項で準用する条例第 5 条第 3 項の規定による通知は、指定通知書（第 11 号様式）によるものとする。

(標識及び説明板)

第 24 条 条例第 32 条の規定により設置すべき標識及び説明板には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物の別及び名称
- (2) 指定の年月日
- (3) 説明事項
- (4) 保存上注意すべき事項
- (5) その他参考事項

(境界標)

第 25 条 条例第 32 条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格はおよそ 13 センチメートルの角柱で、地表からの高さは 30 センチメートルを基準とする。

2 前項の境界標は、指定に係る地域の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。

3 第 1 項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- (2) 側面 史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界のうち、該当の文字及び焼津市教育委員会の文字

(標識等設置に関する報告)

第 26 条 条例第 32 条の規定により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨及び当該工事の着手並びに完了の予定時期を委員会に報告するものとする。

(土地所在等の異動の届出)

第 27 条 条例第 33 条の規定による土地所在等の異動の届出は、市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届（第 12 号様式）によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第 28 条 条例第 34 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）を変更しようとする日の 20 日前までに委員会に提出するものとする。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の規定により許可を受けた者に準用する。

(維持の措置の範囲)

第 29 条 条例第 34 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。
- (3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が、明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第 7 章 焼津市選定保存技術

(選定申請書及び同意書)

第 30 条 条例第 36 条第 1 項の規定による選定を受けようとする者は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書を委員会に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する者が、保持者又は保存団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第 31 条 条例第 36 条第 4 項で準用する条例第 18 条第 3 項の規定による通知は、認定書によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第 32 条 条例第 38 条で準用する条例第 20 条の規定により届け出なければならない場合には、第 15 条の規定を準用する。

第 33 条 削除

第 8 章 焼津市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第 34 条 焼津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 35 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務等)

第 36 条 審議会の庶務は、委員会の定める機関において処理する。

2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

第 9 章 雑則

(台帳等)

第 37 条 委員会は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

(1) 市指定文化財台帳（第 13 号様式） 永年

(2) 文化財等の指定又は選定並びにその異動及び解除に関する書類 永年

(3) その他必要な公文書 5 年

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規定に基づいて委員会においてなされた指定等の手続きは、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日教委規則第 2 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 23 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 22 日教委規則第 14 号）

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

⑤ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例

(平成 25 年 3 月 27 日条例第 8 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 1 項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号の伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第 142 条の伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存計画)

第 3 条 焼津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保存地区を決定したときは、焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 伝統的建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第 4 条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却
 - ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの新築、増築、改築、移転又は除却
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われ

る木竹の伐採

- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 静岡県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
 - ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)
 - (イ) 用排水施設又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が 3 メートルを超える林道の設置
 - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
 - (エ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

3 市長及び教育委員会は、第 1 項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付すことができる。

(許可の基準)

第 5 条 市長及び教育委員会は、前条第 1 項に掲げる行為で次に掲げる基準(市長にあっては、第 8 号に定める基準)に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第 4 号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第 1 項第 3 号から第 5 号までの行為については、それらの行為後の地貌(ぼう)その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保

存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可又は前条に規定する協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為

(3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

(6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業

(7) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(第3号に掲げるものを除く。)

(8) 道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為

(9) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

(10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(12) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(13) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(許可の取消し等)

第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、

建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者

2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。(損失の補償)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第10条 市長は、保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第11条 教育委員会に審議会を置く。

2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。

3 審議会の委員の定数は15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、平成25年10月1日から施行する。

⑥ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(平成 25 年 3 月 21 日教育委員会規則第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 25 年焼津市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書（第 1 号様式）を市長及び教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 現状変更箇所の位置図及び配置図
- (2) 現状変更行為に係る設計図書（縮尺 100 分の 1 以上のもの）及び仕様書
- (3) 現状変更箇所の現況写真
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長及び教育委員会が必要と認める書類

(現状変更行為の許可の決定)

第 3 条 市長及び教育委員会は、前条第 1 項の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可（不許可）決定通知書（第 2 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(許可標識の設置)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可標識（第 3 号様式）を設置しなければならない。

(現状変更行為の完了届出等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了（中止）届出書（第 4 号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更行為の協議又は通知)

第 6 条 条例第 6 条の規定により市長及び教育委員会に協議し、又は条例第 7 条の規定により市長及び教育委員会に通知しようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議（通知）書（第 5 号様式）に第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(伝統的建造物群保存地区保存審議会の会長及び副会長)

第 7 条 条例第 11 条第 1 項の審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の補欠の委員の任期)

第 8 条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を

開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第 10 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条から第 6 条までの規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

⑦ 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則（抜粋）

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 221 号）の規定により、焼津市教育委員会（以下「委員会」という。）の内部組織、事務の委任、職の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第 2 条 委員会の事務局（以下「事務局」という。）に次の課（これに準ずる組織を含む。以下同じ。）を置く。

文化財課

2 課にそれぞれ次の表の右欄に掲げる担当（所管の事務を専門的かつ機能的に分担処理するための事務の分類としての名称をいう。以下同じ。）を置く。

文化財課	歴史民俗資料館担当 小泉八雲記念館担当
------	------------------------

(分掌事務)

第 3 条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化財課

- (1) 文化財の保護及び顕彰に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査及び研究並びに資料の整理及び保管に関すること。
- (4) 焼津市歴史民俗資料館の管理及び運営に関すること。
- (5) 市史に関すること。
- (6) 市史の資料に関すること。
- (7) 伝統的建造物群保存地区の保存に関すること。
- (8) 小泉八雲の業績の顕彰及び伝承に関すること。
- (9) 小泉八雲に関する講演会、研究会、各種講座等の開催に関すること。
- (10) 焼津小泉八雲記念館の管理及び運営に関すること。
- (11) 課内の庶務に関すること。

(教育機関等の所管)

第5条の2

3 次の表の左欄に掲げる公の施設は、それぞれ同表の右欄に定める課の所管とする。

歴史民俗資料館 焼津小泉八雲記念館	文化財課
----------------------	------

(教育長への委任)

第6条 委員会は、法第25条第2項各号に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。
- (2) 1件300万円を超える教育財産の取得を申し出ること。
- (3) 1件300万円を超える工事の計画を定めること。
- (4) 学令児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (5) 教科書を採択すること。
- (6) 校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (7) 社会教育委員、焼津市公民館運営審議会委員、焼津市図書館協議会委員、焼津市文化財保護審議会委員及び焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員並びに焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員を委嘱すること。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会の審議にかけなければならない。

(事務局長等の専決)

第11条 教育長は、別に定めるところにより事務局長、課長、係長又は学校その他の教育機関の長にその権限に属する事務の一部を専決させることができる。

附 則 (平成31年3月25日教委規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

⑧ 焼津市教育委員会処務規程 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めのあるものを除くほか、焼津市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)及び焼津市立学校その他の教育機関(以下「教育機関」という。)の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(課長等専決)

第3条 課長及び教育機関(小学校、中学校及び幼稚園を除く。)の長が専決できる事項は、次のとおりとする。

7 歴史民俗資料館長専決事項

- (1) 焼津市歴史民俗資料館資料の収集、整理及び保存
- (2) 研修会、講習会その他文化財に関する事業の企画立案及び事業計画に基づく実施
- (3) 焼津市文化財保護審議会の庶務
- (4) 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会の庶務

附 則 (平成30年3月28日教委訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。

⑨ 教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年焼津市条例第2号)及び焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年焼津市規則第18号。以下「規則」という。)の規定に基づき、同条例及び規則に定めるもののほか教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間に要する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (5) 文化センター等職員 歴史民俗資料館、小泉八雲記念館並びに焼津図書館及び大井川図書館に勤務する常勤の職員をいう。

(勤務時間の割振り及び休憩時間)

第3条 通常勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、市長事務局に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程(平成7年焼津市訓令甲第4号)に定める通常勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の例による。

2 特例勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、職員の区分に応じ、別表第1のとおりとする。この場合において、所属長(焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則(昭和36年焼津市教育委員会規則第3号)第8条の課長及びこれに相当する職をいう。以下同じ。)が勤務時間の割振りを定めるときは、規則第2条に規定する基準によりこれを定めなければならない。

(週休日)

第4条 特例勤務職員の週休日は、職員の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

2 前条第2項後段の規定は、前項の場合において準用する。

附 則 (平成30年3月28日教委訓令甲第3号)

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	勤務時間の割振り		休憩時間
文化センター等職員	週休日を除き、歴史民俗資料館及び小泉八雲記念館の職員にあつては、日勤Aとし、・・・(略)・・・所属長が各勤務の組合せにより職員ごとに定める。		
	日勤A	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

別表第2 (第4条関係)

職員の区分	週休日
文化センター等職員	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日。以下同じ。)及び4週間につき4の勤務日に相当する日

焼津市歴史民俗資料館年報35

— 令和2年度 —

発行日 令和3年6月30日
発行 焼津市歴史民俗資料館
郵便番号 425-0071
所在地 静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地
電話番号 (054) 629-6847
F A X (054) 629-6848